

婦人局調査資料No.17

平成 2 年度

女子雇用管理基本調査結果報告書

労働省婦人局

は し が き

この報告書は、「平成２年度女子雇用管理基本調査」の結果をとりまとめたものである。

この調査は、主要産業における女子労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的としており、平成２年度は育児休業制度及び女子再雇用制度等の女子労働者の就業援助に関する雇用管理の実態等について調査を行った。

近年の女子労働者の職場進出、家族形態の変化、労働力不足基調の中で、労働者がその能力と経験を生かしつつ仕事も家庭も充実した生活を営むことができる働きやすい環境作りを進めることが重要な課題となっているが、折しも、平成３年５月１５日には「育児休業等に関する法律」が公布され、平成４年４月１日から同法が施行されることとなっている。

そうした意味で、この報告書が、育児休業制度の導入等に際し、何らかのお役に立てば幸いである。

最後に、この調査の実施に当たって多大のご協力をいただいた調査対象事業所各位に対し、深く感謝する次第である。

平成３年１２月

労働省婦人局長

I 調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における女子労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的とする。

平成2年度は、育児休業制度及び女子再雇用制度等の女子労働者の就業援助に関する雇用管理の実態等について調査を行った。

2 調査の範囲

(1) 地 域

日本国全域とする。

(2) 産 業

日本標準産業分類による次に掲げる産業とした。

イ 鉱 業

ロ 建 設 業

ハ 製 造 業

ニ 電気・ガス・熱供給・水道業

ホ 運輸・通信業

ヘ 卸売・小売業、飲食店

ト 金融・保険業

チ 不動産業

リ サービス業（家事サービス業及び外国公務を除く。）

(3) 事 業 所

(2)に属する産業に属し、30人以上の常用労働者を雇用する民間、公営及び国営の事業所のうちから、一定の方法により産業別、規模別に抽出した約8,000事業所。

3 調査事項

次に掲げる事項とした。

イ 事業所の属性に関する事項

ロ 育児休業制度に関する事項等

（イ）制度の有無、根拠、導入時期

（ロ）制度の導入理由

（ハ）制度の内容

（ニ）制度の利用状況、復職状況

（ホ）代替要員の状況

(ヘ) 制度実施の効果及び問題点

(ト) 今後の制度実施検討予定

(チ) 育児に関する措置

ハ 女子再雇用制度に関する事項

(イ) 制度の有無、根拠、導入時期

(ロ) 制度の導入理由

(ハ) 制度の内容

(ニ) 制度の利用状況

(ホ) 制度実施の効果及び問題点

(ヘ) 今後の制度実施検討予定

ニ その他

(イ) 介護休業制度の有無、内容

4 調査の対象期日

原則として平成3年2月1日現在とした。

5 調査の実施期間

平成3年2月1日から2月末日までとした。

6 調査機関

労働省婦人局 ― 都道府県婦人少年室

7 調査の方法

(1) 調査票

「平成2年度女子雇用管理基本調査票」により行った。

(2) 調査の方法

自計式通信調査の方法により行った。

8 集計方法

労働省婦人局において集計した。有効回収率は73.9%であった。

9 調査対象企業の抽出

昭和61年事業所統計調査により把握された事業所名簿に基づき、系統抽出法により抽出した。

なお、産業規模ごとの抽出率は次のとおりである。

規 模		500 人 ~	100 ~ 499 人	30 ~ 99 人
産 業				
D 鉱 業		1 / 1	1 / 1	1 / 5
E 建 設 業		1 / 2	1 / 22	1 / 167
F 製 造 業				
12、13 食料品・飲料・飼料・たばこ		1 / 2	1 / 18	1 / 63
14 織 維 工 業		1 / 1	1 / 8	1 / 30
15 衣類・その他の繊維製品		1 / 1	1 / 8	1 / 40
16 木 材 ・ 木 製 品		1 / 1	1 / 2	1 / 12
17 家 具 ・ 装 備 品		1 / 1	1 / 3	1 / 12
18 パルプ・紙・紙加工		1 / 1	1 / 5	1 / 16
19 出版・印刷・同関連産業		1 / 1	1 / 6	1 / 28
20 化 学 工 業		1 / 2	1 / 10	1 / 17
21 石油製品・石炭製品		1 / 1	1 / 1	1 / 1
23 ゴ ム 製 品		1 / 1	1 / 3	1 / 7
24 なめし皮・同製品・毛皮		1 / 1	1 / 1	1 / 5
25 窯 業 ・ 土 石 製 品		1 / 1	1 / 6	1 / 28
26 鉄 鋼 業		1 / 1	1 / 5	1 / 12
27 非 鉄 金 属		1 / 1	1 / 3	1 / 8
28 金 属 製 品		1 / 1	1 / 9	1 / 40
29 一 般 機 械		1 / 3	1 / 15	1 / 48
30 電 気 機 器		1 / 7	1 / 29	1 / 71
31 輸 送 用 機 器		1 / 3	1 / 11	1 / 26
32 精 密 機 器		1 / 1	1 / 5	1 / 13
22、33、34 そ の 他		1 / 1	1 / 9	1 / 33
G 電気・ガス・熱供給・水道業		1 / 1	1 / 8	1 / 16
H 運 輸 ・ 通 信 業		1 / 3	1 / 59	1 / 200
I 卸 売 ・ 小 売 業、飲食店				
49~52 卸 売 業		1 / 4	1 / 29	1 / 200
53~58 小 売 業		1 / 2	1 / 25	1 / 167
59~60 飲 食 店		1 / 1	1 / 3	1 / 45
J 金 融 ・ 保 險 業		1 / 2	1 / 17	1 / 125
K 不 動 産 業		1 / 1	1 / 3	1 / 12
L サ ー ビ ス 業				
73 旅館・その他の宿泊所		1 / 1	1 / 6	1 / 21
77~78 映画業・娯楽業		1 / 1	1 / 8	1 / 19
87 医 療 業		1 / 3	1 / 29	1 / 53
91 教 育		1 / 1	1 / 16	1 / 200
92 社会保険、社会福祉		1 / 1	1 / 3	1 / 32
そ の 他 の サ ー ビ ス		1 / 3	1 / 43	1 / 200

10 調査結果の利用上の注意

- (1) この調査は、標本調査であるので、母集団に復元したものを調査結果として表章している。
- (2) M.A (Multiple Answer の略) の表示のある統計表は、重複回答であるから百分比を合計しても必ずしも 100.0 とはならない。

11 調査結果及び統計表に用いられた主な調査事項の定義等は次のとおりである。

- 常用労働者 …………… 期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者及び臨時、日雇、パートタイム労働者等で、前2か月の各月において18日以上雇用されている者をいう。
- 出産者数 …………… 平成2年1月1日から12月31日までに、事業所に在籍中に出産した女子常用労働者数（死産、出産前に退職した者を除く。）。
- 育児休業制度 …………… 産後休業後、育児のために一定期間休業を認める制度をいう。
- 育児休業法(昭和51年施行) …… 国家公務員、地方公務員である女子教員、看護婦、保母等に対して育児休業請求権が認められている。
- 育児休業利用率 …………… 1年間に出産した女子労働者数（死産、産後休業終了時までに退職した者及び産後休業中の者を除く。）のうち、育児休業利用者数の割合をいう。
- 育児休業利用期間 …………… 子の月齢ではなく、実際に育児休業を利用した期間をいう。
- 女子再雇用制度 …………… 出産、育児等により退職した女子を再び自社に雇い入れる制度をいい、企業グループで実施しているものを含む。定年後の再雇用は含まない。
- 正社員以外の勤務形態 …………… パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託、準社員、契約社員、定時社員、日雇等名称の如何を問わず正社員以外の勤務形態をいう。
- 介護休業制度 …………… 家族等の介護のために一定期間休業を認める制度をいい、配偶者の出産に伴う休暇や家族の介護のために年次有給休暇を取得することは除く。

Ⅱ 調査結果の概要

1 女子労働者の状況

(1) 女子労働者の割合及び有夫者の割合

平成3年2月1日現在における常用労働者に占める女子の割合（以下「女子労働者の割合」という。）は33.8%、女子労働者に占める有夫（有配偶）者の割合（以下「有夫者の割合」という。）は51.9%である。

女子労働者の割合を産業別に見ると、金融・保険業（46.0%）、サービス業（43.0%）、卸売・小売業、飲食店（42.4%）で高く、鉱業（9.1%）、建設業（13.0%）、運輸・通信業（13.8%）、電気・ガス・熱供給・水道業（14.2%）で低い。

規模別には、規模が小さくなるほど女子労働者の割合が高い。

有夫者の割合を産業別に見ると、鉱業（59.7%）、製造業（59.4%）、電気・ガス・熱供給・水道業（54.5%）、運輸・通信業（53.0%）、サービス業（52.7%）で高く、金融・保険業（34.4%）、不動産業（27.9%）で低い。

規模別には、事業所規模が小さくなるほど有夫者の割合が高い。

前回調査（昭和63年）に比べ、女子労働者の割合はさらに増加し、有夫者の割合はやや低下したが、過半数は有配偶である。

また、女子労働者の割合と有夫者の割合がともに高いのはサービス業であり、女子労働者の割合が低いにもかかわらず有夫者の割合が高いのは、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業である（第1表）。

第1表 女子労働者及び有夫者の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	女子労働者の割合	有 夫 者 の 割 合
計	33.8	51.9
鉱 業	9.1	59.7
建 設 業	13.0	47.9
製 造 業	31.9	59.4
電気・ガス・熱供給・水道業	14.2	54.5
運 輸 ・ 通 信 業	13.8	53.0
卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 店	42.4	45.3
金 融 ・ 保 険 業	46.0	34.4
不 動 産 業	29.3	27.9
サ ー ビ ス 業	43.0	52.7
500 人 以 上	24.9	32.9
100 ～ 499 人	34.5	51.3
30 ～ 99 人	37.6	58.8

(2) 出産者の割合

女子労働者総数に占める平成2年1月1日から12月31日までに事業所に在籍中に出産した者の割合は2.2%である。

産業別には、鉱業(8.6%)、サービス業(3.2%)で高く、卸売・小売業、飲食店(1.3%)、不動産業(0.5%)で低いが、規模別には差が見られない。

出産者のあった事業所の割合は23.1%であった。

産業別には、サービス業(38.5%)、金融・保険業(34.9%)で高く、運輸・通信業(9.2%)、不動産業(9.1%)で低い(第2表)。

第2表 女子労働者に占める出産者及び出産者のあった事業所の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	出 産 者 の 割 合	出 産 者 の あ っ た 事 業 所 の 割 合
計	2.2	23.1
鉱 業	8.6	18.1
建 設 業	1.5	12.8
製 造 業	2.0	19.8
電気・ガス・熱供給・水道業	2.8	24.3
運 輸 ・ 通 信 業	1.6	9.2
卸 売 ・ 小 売 業、飲食店	1.3	14.4
金 融 ・ 保 険 業	2.4	34.9
不 動 産 業	0.5	9.1
サ ー ビ ス 業	3.2	38.5
500 人 以 上	2.1	63.4
100 ～ 499 人	2.2	34.8
30 ～ 99 人	2.2	19.8

2 育児休業制度の状況

(1) 制度の有無

育児休業制度を有する事業所は21.9%であり、前回調査の19.2%に比べ2.7ポイント上昇している。産業別には、サービス業(45.3%)、電気・ガス・熱供給・水道業(27.8%)で高く、鉱業(5.0%)、建設業(10.4%)、不動産業(11.1%)で低いが、前回調査と比較すると、運輸・通信業が同率であった他は各産業とも上昇している。規模別には規模が大きくなるほど育児休業制度を有する事業所が多く、500人以上の事業所では37.5%と前回調査に比べ12.2ポイントの大幅な上昇が見られた。

また、労働組合のある事業所における育児休業制度を有する事業所の率が34.3%であ

るのに対し、労働組合のない事業所における育児休業制度を有する事業所の率は10.9%である。

なお、育児休業制度の適用を受ける女子労働者の割合は女子労働者全体の30.8%になっており、前回調査に比べ7.3ポイントの増を示している（第3表、第1図）。

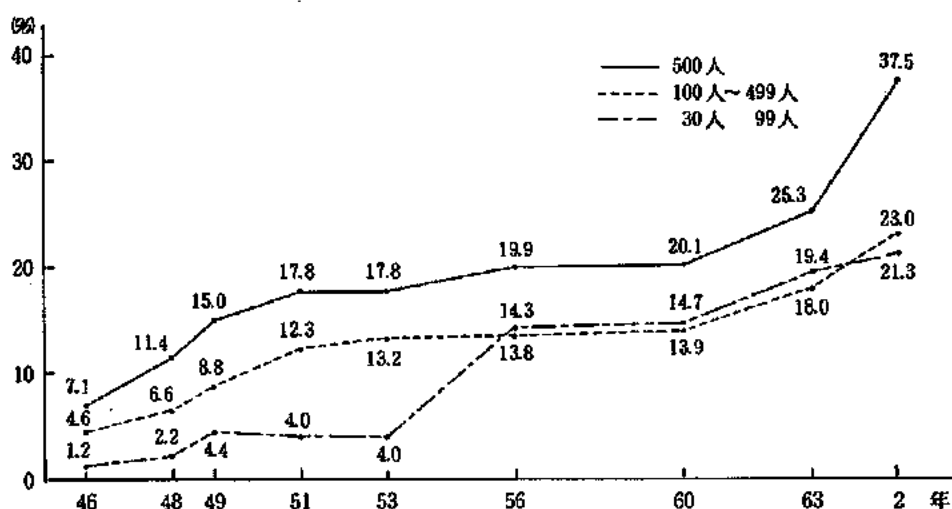
第3表 育児休業制度を有する事業所

(%)

産業・規模・労働組合の有無	今回調査	前回調査 (昭和63年)
計	21.9 (30.8)	19.2 (23.5)
鉱業	5.0	3.3
建設業	10.4	4.3
製造業	12.0	9.5
電気・ガス・熱供給・水道業	27.8	22.7
運輸・通信業	16.3	16.3
卸売・小売業、飲食店	12.9	10.2
金融・保険業	17.2	16.2
不動産業	11.1	7.8
サービス業	45.3	42.1
500人以上	37.5	25.3
100～499人	23.0	18.0
30～99人	21.3	19.4
労働組合あり	34.3	—
労働組合なし	10.9	—

注) () 内の数字は、制度の適用を受ける女子労働者の割合（育児休業制度ありの事業所の女子労働者数÷全女子労働者数×100）

第1図 育児休業制度実施事業所の割合の推移



(2) 育児休業制度の導入時期

育児休業制度の導入時期については、昭和50年から54年が41.2%でもっとも多くなっている。

産業別には、導入時期にばらつきがみられるもの（製造業、卸売・小売業、飲食店、不動産業）と、一定の時期に集中し導入されているもの（運輸・通信業、金融・保険業、サービス業）がみられる（第4表）。

第4表 育児休業制度の導入時期

(%)

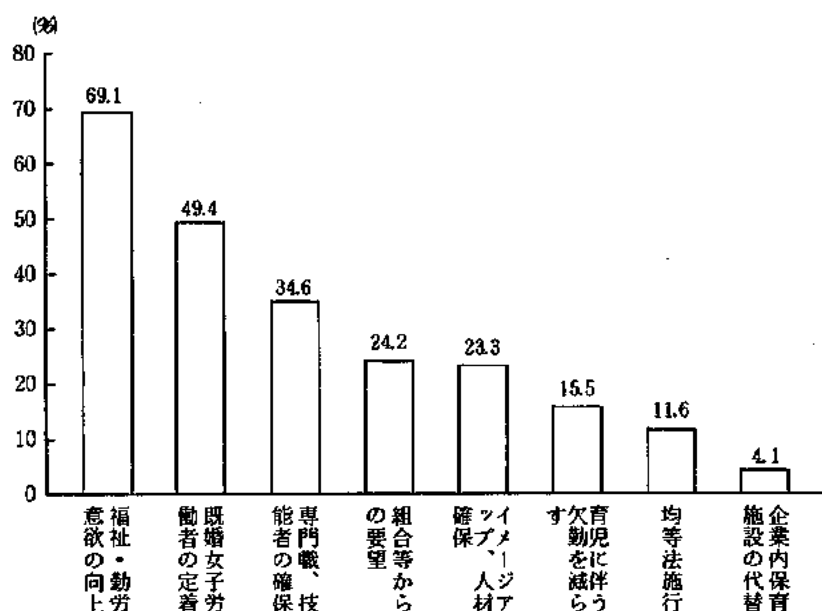
産業・規模	計	育児休業制度の導入時期								
		～ 39年	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 63	元年	2年	不明
計	100.0	3.0	5.2	11.8	41.2	6.0	13.0	5.6	9.2	5.2
鉱業	100.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0
建設業	100.0	12.4	0.3	1.1	1.1	0.0	43.1	28.3	1.5	12.1
製造業	100.0	8.0	2.3	18.2	17.9	6.0	20.1	7.8	14.0	5.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.0	0.0	3.3	26.2	3.1	11.9	5.8	18.0	31.7
運輸・通信業	100.0	9.2	52.4	6.1	3.6	3.8	8.7	4.6	3.9	7.8
卸売・小売業、飲食店	100.0	0.4	0.6	27.0	13.4	10.5	23.6	6.9	8.1	9.5
金融・保険業	100.0	0.0	0.0	81.6	0.9	0.0	7.6	8.9	0.9	0.1
不動産業	100.0	0.0	17.1	3.5	17.5	14.5	38.8	0.0	6.9	1.7
サービス業	100.0	1.0	1.2	2.5	65.0	6.2	7.9	3.1	9.8	3.3
500人以上	100.0	2.4	6.1	10.0	24.9	5.9	10.8	2.0	29.9	8.0
100～499人	100.0	4.8	8.0	6.2	22.1	10.1	18.7	7.6	13.0	9.6
30～99人	100.0	2.6	4.5	13.1	46.1	5.0	11.7	5.2	7.6	4.1

(3) 育児休業制度を導入した理由

育児休業制度を導入した理由としては、「女子労働者の福祉の向上、勤労意欲の向上を図るため」とした事業所が69.1%でもっとも多く、「既婚女子労働者の定着を図るため」が49.4%、「専門職、技能者など特定労働力の確保のため」が34.6%と続いている。

産業別には、各産業とも「女子労働者の福祉の向上、勤労意欲の向上を図るため」がもっとも多いものの、「既婚女子労働者の定着を図るため」は卸売・小売業、飲食店（71.1%）、建設業（66.8%）、不動産業（64.5%）で多い。また、鉱業、建設業においては「企業のイメージアップを図り、女子の優秀な人材を確保するため」が多い。「企業のイメージアップを図り、女子の優秀な人材を確保するため」は規模が大きくなるほど多く、500人以上の事業所で42.0%となっている（第2図）。

第2図 育児休業制度の導入理由(M. A)



(4) 制度の内容

① 制度の適用範囲

育児休業制度の適用範囲については、「女子のみに適用」とする事業所が94.9%、「男女ともに適用」とする事業所は4.8%であり、女子のみに適用する事業所がほとんどを占めている。

② 最長休業期間

最長休業期間については、「生児が1歳に達するまで」とするものが64.7%ともっとも多く、「生児が6か月に達するまで」が12.6%となっている一方、「生児が3歳に達するまで」とするものも6.4%見られた。

産業別には、建設業、運輸・通信業を除いて、各産業とも「生児が1歳に達するまで」とするものが多い(第5表)。

③ 休業中の賃金の取扱い

休業中の賃金の取扱いについては、「有給」とする事業所が51.1%、「無給」とする事業所が46.2%となっている。賃金の額についてみると「社会保険料相当額を支給する」ものももっとも多く、(育児休業制度のある事業所を100として)43.2%であった。

産業別には、「有給」とする事業所は建設業(67.0%)、サービス業(61.5%)で多く、「無給」とする事業所は鉱業(100.0%)、運輸・通信業(67.4%)、製造業(67.0%)で多かった(第6表)。

第5表 最長休業期間

(%)

産業・規模	計	生児が6 か月に達 するまで	生児が1 歳に達す るまで	生児が2 歳に達す るまで	生児が3 歳に達す るまで	その他	不明
計	100.0	12.6	64.7	1.4	6.4	14.0	0.9
鉱業	100.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0
建設業	100.0	73.7	13.6	0.0	0.0	12.7	0.0
製造業	100.0	17.1	47.8	1.5	3.0	28.4	2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	8.7	85.0	3.3	0.0	3.1	0.0
運輸・通信業	100.0	13.8	27.3	0.0	49.6	7.8	1.5
卸売・小売業、飲食店	100.0	16.8	43.5	7.6	13.5	15.3	3.3
金融・保険業	100.0	14.4	40.5	0.8	7.8	36.5	0.0
不動産業	100.0	7.9	49.2	0.0	0.0	42.9	0.0
サービス業	100.0	6.3	83.9	0.5	0.4	8.9	0.1
500人以上	100.0	2.4	75.3	2.0	11.6	8.5	0.3
100～499人	100.0	11.7	65.1	3.2	8.5	10.7	0.8
30～99人	100.0	13.2	64.2	1.0	5.7	15.0	0.9

第6表 休業中の賃金の取り扱い

(%)

産業・規模	計	有給				無給	不明
		計	社会保険 料相当額 を超えて 支給	社会保険 料相当額 を支給	社会保険 料相当額 より少ない一定額		
計	100.0	51.1	4.6	43.2	3.3	46.2	2.7
鉱業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
建設業	100.0	67.0	12.5	54.5	0.0	33.0	0.0
製造業	100.0	28.5	3.6	19.3	5.6	67.0	4.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	41.0	0.2	40.8	0.0	59.0	0.0
運輸・通信業	100.0	28.5	1.5	19.4	7.6	67.4	4.1
卸売・小売業、飲食店	100.0	41.0	0.6	33.7	6.7	55.2	3.8
金融・保険業	100.0	53.3	43.3	10.0	0.0	45.9	0.8
不動産業	100.0	51.2	7.9	41.6	1.7	48.8	0.0
サービス業	100.0	61.5	2.3	57.3	1.9	36.2	2.3
500人以上	100.0	44.4	3.5	36.5	4.4	51.4	4.3
100～499人	100.0	37.5	3.5	30.6	3.4	58.5	4.0
30～99人	100.0	54.4	4.9	46.3	3.2	43.2	2.4

④ 休業中の社会保険料（労働者負担分）の取扱い

休業中の社会保険料（労働者負担分）の取扱いについては、「会社又は共済会等が社会保険料相当額の支給」を行うとするものが47.8%と約半数を占めており、「会社又は共済会等から社会保険料相当額の一部支給」が3.7%、「会社の立替払い」が19.2%、「支給も立替もなし」とするものが、19.5%と約2割となっている。

産業別には、「社会保険料相当額の支給」はサービス業で多く（65.5%）、「会社

の立替払い」は製造業（52.6％）、卸売・小売業、飲食店（35.9％）で多くなっている（第7表）。

第7表 休業中の社会保険料（労働者負担分）の取扱い

(%)

産 業 ・ 規 模	計	会社又は 共済会等 から相当 額支給	会社又は 共済会等 から相当 額の一部 支給	会社の立 替払い	支給も立 替もしな い	そ の 他	不 明
計	100.0	47.8	3.7	19.2	19.5	7.0	2.7
鉱 業	100.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0
建 設 業	100.0	52.3	0.0	17.3	30.5	0.0	0.0
製 造 業	100.0	19.0	3.7	52.6	16.4	3.9	4.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	53.2	0.0	6.3	40.4	0.0	0.0
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	14.9	7.6	22.4	26.9	24.2	4.1
卸 売 ・ 小 売 業、飲食店	100.0	21.3	9.9	35.9	23.7	5.4	3.9
金 融 ・ 保 険 業	100.0	46.3	0.0	0.8	8.8	43.3	0.8
不 動 産 業	100.0	40.6	1.7	30.1	13.1	14.5	0.0
サ ー ビ ス 業	100.0	65.5	2.6	8.2	18.2	3.2	2.3
500 人 以 上	100.0	38.9	3.6	23.8	23.8	5.4	4.4
100 ～ 499 人	100.0	31.5	3.3	27.3	29.2	4.6	4.0
30 ～ 99 人	100.0	51.9	3.8	17.2	17.1	7.6	2.4

⑤ 退職金の勤続年数の算定に係る育児休業期間の取扱い

退職金の勤続年数の算定に係る育児休業期間の取扱いについては、「全期間を勤続年数に算入する」事業所が30.2％、また、「育児休業の一定期間又は割合を勤続年数に算入する」が44.1％と全部又は一部を勤続年数に算入する事業所は全体の74.3％を占め、一方「勤続年数に算入しない」とする事業所は24.6％となっている。

産業別には、建設業（85.3％）、鉱業（66.7％）、製造業（55.4％）において「育児休業期間の全期間を勤続年数に算入する」事業所が多く、電気・ガス・熱供給・水道業（88.9％）、サービス業（63.3％）、運輸・通信業（60.6％）においては「育児休業の一定期間又は割合を勤続年数に算入する」が多くなっている。また卸売・小売業、飲食店においては、「育児休業期間を勤続年数に算入しない」事業所が62.4％となっている（第8表）。

⑥ 復職後の職場

復職後の職場については、「原則として原職復帰」とする事業所が85.2％とほとんどを占めている（第9表）。

第8表 退職金の勤続年数の算定に係る育児休業期間の取扱い

(%)

産 業 ・ 規 模	計	全期間を勤続年数に算入	一定期間又は割合を勤続年数に算入	勤続年数に算入しない	不 明
計	100.0	30.2	44.1	24.6	1.1
鉱 業	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0
建設業	100.0	85.3	13.6	1.1	0.0
製造業	100.0	55.4	10.6	31.4	2.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	4.9	88.9	6.2	0.0
運輸・通信業	100.0	20.9	60.6	18.5	0.0
卸売・小売業、飲食店	100.0	27.6	6.7	62.4	3.3
金融・保険業	100.0	50.2	2.5	46.4	0.8
不動産業	100.0	41.1	35.5	15.6	7.9
サービス業	100.0	20.2	63.3	15.9	0.5
500人以上	100.0	31.1	30.2	38.5	0.2
100～499人	100.0	26.6	39.5	33.4	0.5
30～99人	100.0	31.0	45.6	22.1	1.3

第9表 復帰後の職場

(%)

産 業	計	原則として 原職復帰	本人の希望 を考慮して 決定	人事配置等 会社の都合 で決定	個別対応	不 明
計	100.0	85.2	7.2	2.8	4.4	0.5
鉱 業	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
建設業	100.0	97.4	1.1	0.0	1.5	0.0
製造業	100.0	72.7	16.8	3.9	5.8	0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸・通信業	100.0	98.4	1.5	0.1	0.0	0.0
卸売・小売業、飲食店	100.0	52.1	16.7	12.3	15.6	3.3
金融・保険業	100.0	93.1	0.0	0.1	6.8	0.0
不動産業	100.0	94.0	0.0	0.0	6.0	0.0
サービス業	100.0	91.7	4.6	1.4	2.4	0.0

(5) 制度の利用状況

① 育児休業制度利用率

平成2年1月1日から12月31日までに、育児休業制度のある事業所に在籍中に出産した者のうち、育児休業制度を利用した者は50.8%となっている。

産業別には、不動産業(90.5%)、金融・保険業(86.5%)、建設業(66.7%)、サービス業(65.5%)で高くなっている。

規模別には、事業所規模が小さくなるほど、育児休業の利用率は高くなっている(第10表)。

第10表 育児休業制度の利用率

(%)

産 業 ・ 規 模	利 用 率
計	50.8
鉱 業	0.0
建設業	66.7
製造業	15.1
電気・ガス・熱供給・水道業	7.9
運輸・通信業	59.1
卸売・小売業、飲食店	40.1
金融・保険業	86.5
不動産業	90.5
サービス業	65.5
500人以上	39.0
100～499人	41.0
30～99人	60.7

② 過去3年間の育児休業利用率の状況

過去3年間の育児休業利用率の状況については、「ほぼ一定」とするものが36.4%であり、「増加している」(9.0%)、「減少している」(6.7%)であった。「その他」とする事業所が44.0%と最も多かったが、これは事業所によっては、その年ごとに利用状況にばらつきがあったものと思われる(第3図)。

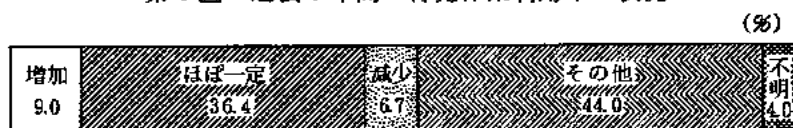
また、規模別には、事業所規模が大きくなるほど「増加している」とする事業所割合が高くなっている。

③ 利用期間別の育児休業利用者数

育児休業者が実際に利用した育児休業の期間を見ると、「6か月未満」とするものが36.9%と最も多いが、「6か月以上10か月未満」とするものも32.3%であり、両者を合わせて約7割が10か月未満である。

規模別には、10か月未満の比較的短い期間で利用した者は事業所規模が大きいほど多い(第11表)。

第3図 過去3年間の育児休業利用率の状況



第11表 利用期間別の育児休業利用者(育児休業利用者総数を100とした場合の取得期間別利用者の割合)

(%)

産業・規模	計	6か月未満	6か月～10か月未満	10か月～12か月未満	12か月～18か月未満	18か月以上
計	100.0	36.9	32.3	24.6	5.0	1.3
鉱業	100.0※	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
製造業	100.0	64.4	16.9	15.1	0.8	2.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	38.5	17.6	44.0	0.0	0.0
運輸・通信業	100.0	9.0	48.7	1.0	23.5	17.8
卸売・小売業、飲食店	100.0	13.9	8.9	46.6	29.6	0.9
金融・保険業	100.0	29.1	70.9	0.0	0.0	0.0
不動産業	100.0	65.1	34.9	0.0	0.0	0.0
サービス業	100.0	38.6	28.1	29.5	3.6	0.2
500人以上	100.0	47.9	31.4	15.8	2.5	2.4
100～499人	100.0	45.2	24.9	24.1	4.2	1.7
30～99人	100.0	32.4	34.8	26.2	5.6	0.9

※印 育児休業者がいなかった。

(6) 育児休業利用後の復職状況

平成2年1月1日から12月31までに復職予定だった者で、復職した者の率は88.4%であり、約9割近くが復職している（第12表）。

(7) 制度実施の効果

育児休業制度を実施して効果があったかどうかについての事業所の認

識は、効果が「有」とする事業所が60.2%であり、「無」とする事業所の31.1%の2倍近くになっている。

効果ありとした事業所の効果の内容としては、「専門職、技能者の確保」ができたとする事業所が54.4%と最も多いが、「女子労働者の定着」をあげる事業所も52.4%とはほぼ同率となっている。以下、「職場のモラル向上」、「企業のイメージアップ」、「人員配置や人員計画が立てやすくなった」と続いている（第4図）。

育児休業制度の問題点については、「有」とする事業所が42.0%であった。

その問題点の内容としては、「代替要員の確保が困難である」が59.2%と最も多く、続いて「利用率が低い」が21.1%、「休業中に休業者の能力が低下する」が16.4%、「復職後の代替要員の処遇が困難である」が14.9%となっている（第5図）。

また、「利用率が低い」とした事業所を、育児休業取得率別に見ると、育児休業取得率が0～10%未満の事業所では44.5%であるのに対し、10～20%未満の事業所では18.3%、20～30%未満の事業所では19.9%となっているが、3割以上の率で育児休業を取得している事業所ではいずれも低い率であり、利用率が3割を切ると「利用率が低い」という問題点となるものと考えられる。

「休業中に休業者の能力が低下する」は金融・保険業において97.5%、運輸・通信業では81.9%と高率となっている。

最長休業期間別には、「生児が2歳に達するまで」とする事業所のうちの61.6%、「生児が3歳に達するまで」とする事業所のうちの49.9%と最長休業期間が長い事業所が能力の低下を問題としている。

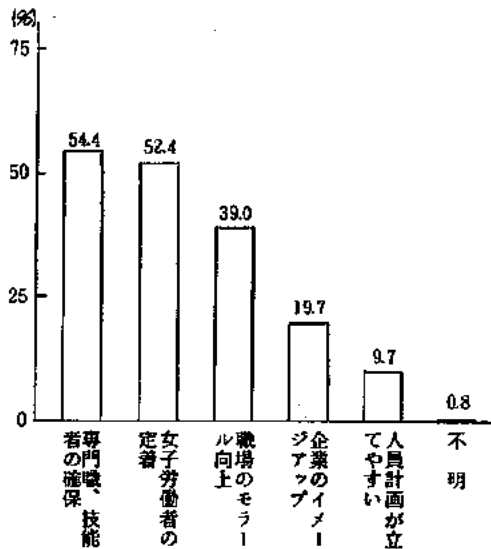
その他「代替要員の募集費用等制度の運営に要する費用の負担が大きい」とする事業所は全体では6.8%であるが、金融・保険業においては97.9%と高い率となっている。

第12表 規模別復職者率、退職者率

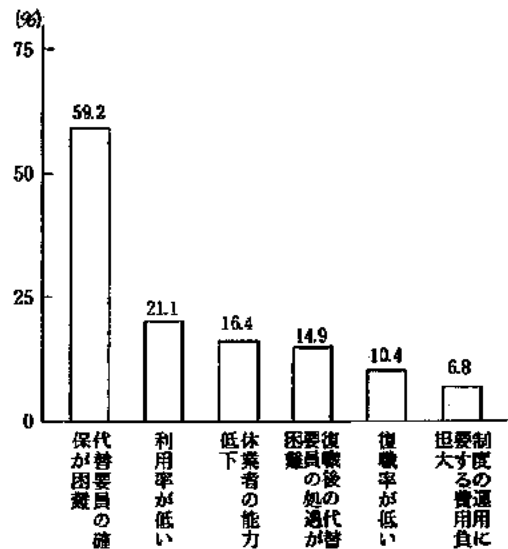
(%)

規 模	計	復職者率	退職者率
計	100.0	88.4	11.6
500 人 以 上	100.0	89.3	10.7
100 ～ 499 人	100.0	86.5	13.5
30 ～ 99 人	100.0	88.8	11.2

第4図 育児休業制度実施の効果
(M・A)



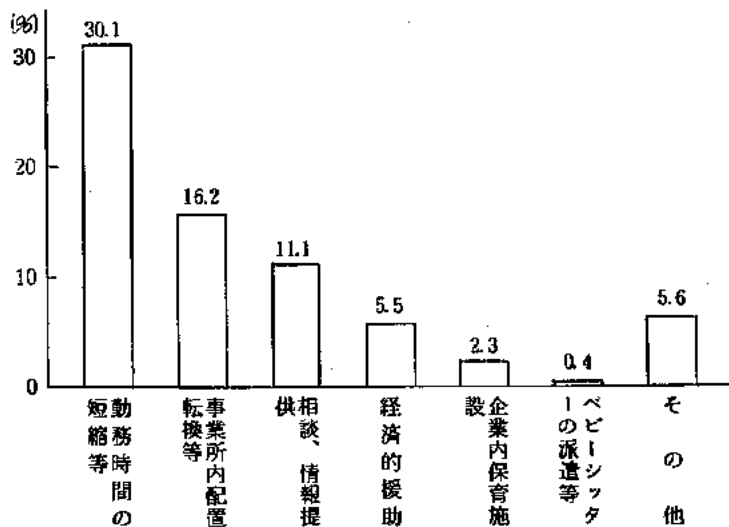
第5図 育児休業制度実施の問題点
(M・A)



(8) 育児に関するその他の措置

育児休業制度以外の、育児に関する措置の実施状況については、「育児のための勤務時間の短縮、変更等の特別措置」が30.1%と最も多く、「育児理由による事業所内配置転換及び転勤上の措置」が16.2%、「相談、情報提供」が11.1%となっている。他の措置はいずれも1割未満の実施率であった(第6図)。

第6図 育児に関する措置(M・A)



産業別には、「育児のための勤務時間の短縮、変更等の特別措置」が金融・保険業（42.2%）、サービス業（31.6%）が多い。「育児理由による事業所内配置転換及び転勤上の措置」では卸売・小売業、飲食店（25.5%）、不動産業（21.4%）で多くなっている。

「企業内保育施設」は、1割未満の実施率であるが、事業所規模が大きくなるほど実施率が高くなり、500人以上規模の事業所においては7.4%となっている。

3 女子再雇用制度の状況

(1) 制度の有無、根拠

女子再雇用制度が「有」とする事業所は14.8%であって、全体としては前回調査の結果である16.6%を下回ったものの、産業別では建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、不動産業では制度の普及が進んでおり、特に金融・保険業においては前回調査の15.8%から32.6%に増加している。また規模別には500人以上の事業所で19.7%から20.8%に、100～499人規模の事業所では17.7%から19.5%に増加している（第13表）。

女子再雇用制度の根拠としては、「慣行」によるとするものが47.1%と最も多く、全体の約半分を占めている。続いて「就業規則」によるとするものは27.2%と約3割、「その他」とするものが20.5%となっている（第14表）。

第13表 女子再雇用制度の有無

(%)

産 業 ・ 規 模	再雇用制度あり
計	14.8
鉱 業	3.8
建 設 業	9.1
製 造 業	17.4
電気・ガス・熱供給・水道業	5.1
運 輸 ・ 通 信 業	6.1
卸売・小売業、飲食店	16.0
金 融 ・ 保 険 業	32.6
不 動 産 業	6.1
サ ー ビ ス 業	12.9
500 人 以 上	20.8
100 ～ 499 人	19.5
30 ～ 99 人	13.7

第14表 女子再雇用制度の根拠（M・A）

(%)

計	労働協約	就業規則	慣 行	そ の 他	不 明
100.0	9.2	27.2	47.1	20.5	0.3

(2) 女子再雇用制度の導入時期

女子再雇用制度を導入した時期については、昭和60年から平成元年にかけて導入した事業所が30.2%と、それ以前の導入状況に比べ多くなっている。また、導入時期が「不明」となっている事業所が23.7%と多いが、これは「慣行」により制度を設けている事業所が多いためと思われる（第15表）。

また、産業別の導入状況を見ると、ややばらつきはあるものの昭和60年以降に導入した事業所が多い。

第15表 女子再雇用制度の導入時期

(%)

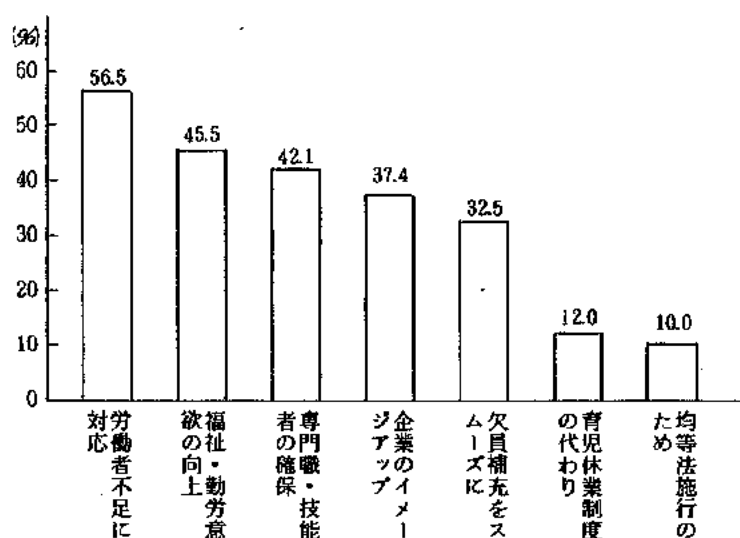
計	～昭和44	45～49	50～54	55～59	60～平成元	2	不明
100.0	9.1	9.5	12.3	11.6	30.2	3.7	23.7

(3) 女子再雇用制度を導入した理由

女子再雇用制度を導入した理由としては、「労働力不足に対応するため」とする事業所がもっとも多く56.5%となっており、次いで「女子労働者の福祉の向上、勤労意欲の向上」が45.5%、「専門職、技能者など特定労働力確保のため」が42.1%となっている（第7図）。

「労働力不足に対応するため」とする事業所が多い産業は、電気・ガス・熱供給・水道業（100.0%）、鉱業（85.9%）、製造業（70.6%）、「女子労働者の福祉の向上、勤労意欲の向上を図るため」とする事業所の多い産業は、電気・ガス・熱供給・水道業（65.4%）、卸売・小売業、飲食店（63.7%）、金融・保険業（52.5%）となっている。「企業のイメージアップを図り、女子の優秀な人材を確保するため」としているのは、建設業（68.4%）、電気・ガス・熱供給・水道業（63.5%）、不動産業（59.9%）、卸売・小売業、飲食店（59.0%）、で多くなっている。

第7図 女子再雇用制度の導入理由（M・A）



規模別には、事業所規模が大きくなるほど挙げられている理由は「女子労働者の福祉の向上、勤労意欲の向上を図るため」、「企業のイメージアップを図り、女子の優秀な人材を確保するため」、「労働組合等労働者からの要望のため」、「育児休業制度の代わり」である。逆に規模が小さくなるほど挙げられている傾向のある理由が「労働力不足に対応するため」、「欠員補充がスムーズにできるため」である。

(4) 対象者の範囲等

① 対象者の範囲

女子再雇用制度の対象者については、約半数の46.9%の事業所で制限を設けている。

制限の内容としては、「勤続年数」が55.5%、「職種」が31.0%である。産業別には、「勤続年数」とする事業所が多いのが、金融・保険業(81.2%)、卸売・小売業、飲食店(79.4%)、電気・ガス・熱供給・水道業(78.1%)、運輸・通信業(76.6%)、不動産業(75.9%)、「職種」とする事業所が多いのは鉱業(100.0%)、サービス業(58.9%)、建設業(56.1%)となっている(第16表)。

② 退職時の申出の要否

退職時に、就業できるようになった際に再び働きたい旨の申し出をしておく必要があるかについては、「要する」とする事業所が42.6%であるのに対して、「要しない」とする事業所が56.7%となっている(第17表)。

第16表 女子再雇用制度適用の範囲の制限内容(M・A)

(%)

産 業	計	職 種	勤続年数	そ の 他	不 明
計	100.0	31.0	55.5	25.3	2.9
鉱 業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
建 設 業	100.0	56.1	2.0	22.0	22.0
製 造 業	100.0	37.5	50.3	23.7	5.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.2	78.1	20.7	0.0
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	23.4	76.6	11.7	0.0
卸 売 ・ 小 売 業、飲食店	100.0	1.0	79.4	32.0	0.1
金 融 ・ 保 険 業	100.0	27.6	81.2	20.5	0.0
不 動 産 業	100.0	46.5	75.9	24.1	0.0
サ ー ビ ス 業	100.0	58.9	23.4	24.7	1.8

第17表 退職時の申し出の要否

(%)

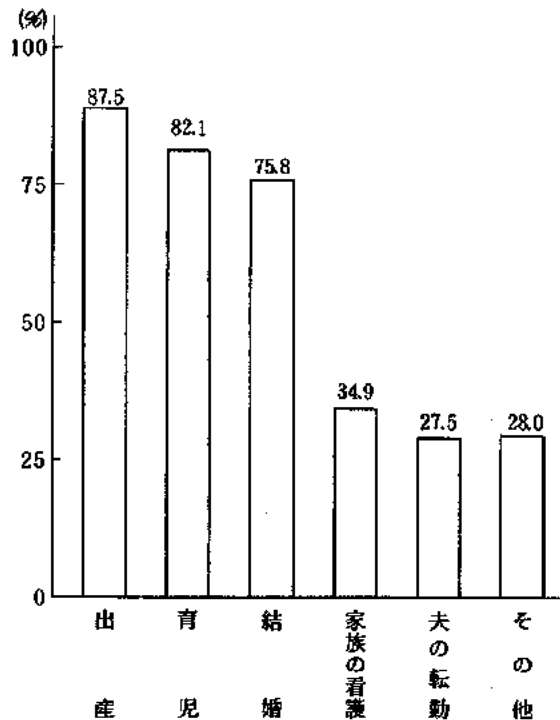
規 模	計	要 す る	要 し な い	不 明
計	100.0	42.6	56.7	0.7
500 人 以 上	100.0	50.4	39.5	0.1
100 ～ 499 人	100.0	44.6	54.2	1.2
30 ～ 99 人	100.0	41.4	57.9	0.6

③ 退職理由

結婚、妊娠、育児等の退職理由によって再雇用制度が適用になるか否かの制限があるかについては、全体については「制限なし」とする事業所が63.9%と多くなっているが、規模別には事業所規模が大きくなるほど「制限あり」とする事業所が多くなっており、500人以上規模の事業所においては、「制限あり」と「制限なし」の比率が逆転している。

また、「制限あり」とする事業所の制限の内容については、出産（87.5%）、育児（82.1%）、が多く、次いで結婚（75.8%）となっている。家族の看護は34.9%、夫の転勤は27.5%と前三者に比べ低い回答であった（第8図）。

第8図 女子再雇用制度が適用される退職理由（M.A）



④ 最長離職期間

退職から再雇用までの最長離職期間については、全体としては制限を設けていない事業所が65.6%と多くなっている。規模別には事業所規模が大きくなるほど「制限あり」とする事業所が多く、500人以上規模の事業所においては、「制限あり」と「制限なし」の比率が逆転している。

また、「制限あり」とする事業所の制限年数については、「制限あり」事業所を100とすると）3年未満と短いものが42.1%と多く、次いで5年～9年（23.1%）、10年以上（21.3%）となっている（第9図）。

規模別には、3年未満の短い最長離職期間の制限を設けている事業所は規模の小さい事業所に多く、事業所規模が大きくなるほど、最長離職期間は長い傾向が見られる。

⑤ 再雇用時の年齢

「再雇用時の年齢について制限を設けているか」については、66.0%の事業所で「制限なし」としているが、事業所規模が大きくなるほど制限を設けている率が高く、500人以上規模では45.4%となっている。

制限を設けている事業所の制限年齢は、「制限あり」事業所を100とすると）40歳～44歳が34.1%でもっとも多く、次いで45歳以上の25.5%となっている。35歳以下の

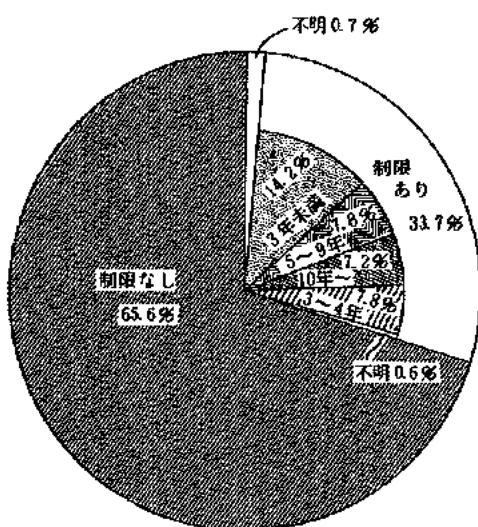
低い年齢制限を設けている事業所も15.1%ある（第10図）。

⑥ 再雇用後の勤務形態

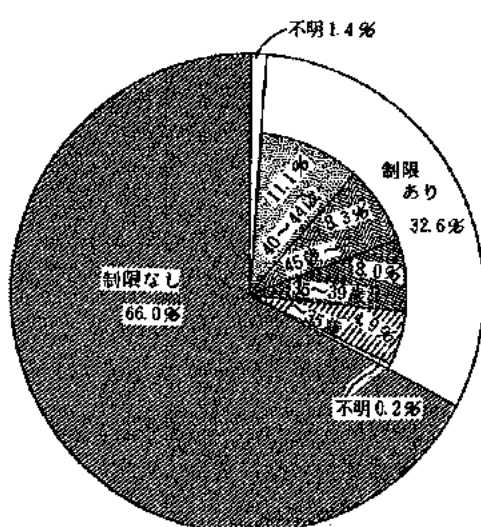
再雇用されたときの勤務形態については、本人の選択に任せる事業所が52.7%と過半数を超えている。

規模別には、「正社員のみ」とする事業所が規模が大きくなるほど多いのに対し、規模の小さい事業所では「本人の選択」によるとするものが増えている（第11図）。

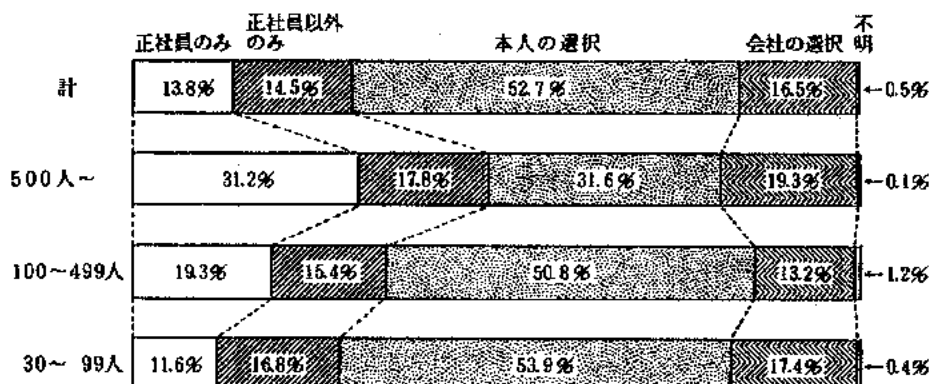
第9図 最長離職期間の制限の有無と最長離職期間



第10図 再雇用時の年齢制限の有無とその制限年齢



第11図 再雇用後の勤務形態



⑦ 再雇用者の賃金格付け

再雇用者の賃金格付けについては、「退職時と同じ」とする事業所が63.9%と多いが、「退職時より低い」事業所が20.8%、「退職時より高い」事業所も11.0%ある。

規模別には、「退職時と同じ」とする事業所は規模が小さくなるほど率が高くなっている（第18表）。

第18表 再雇用者の賃金格付け

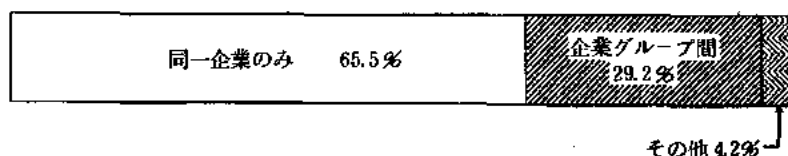
(%)

規 模	計	退職時と 同じ	退職時よ り高い	退職時よ り低い	不 明
計	100.0	63.9	11.0	20.8	4.3
500 人 以 上	100.0	51.8	15.9	25.7	6.7
100 ～ 499 人	100.0	56.2	13.3	25.4	5.1
30 ～ 99 人	100.0	66.6	10.2	19.3	3.9

⑧ 制度適用の範囲

再雇用可能な企業の範囲については、「同一企業のみ」とする事業所が65.5%と多いが、企業グループ間で再雇用制度が適用される事業所も29.2%と約3割となっている（第12図）。

第12図 再雇用可能な企業の範囲



(5) 女子再雇用制度実施の効果

女子再雇用制度を実施して「効果があった」とする事業所は60.1%であり「効果がなかった」とする事業所の約2倍になっている。

特に運輸・通信業(89.0%)、金融・保険業(86.2%)、電気・ガス・熱供給・水道業(79.5%)、サービス業(73.2%)では高い評価を得ている。一方、不動産業(22.1%)、建設業(16.5%)では評価が低い。

規模別には、事業所規模が小さくなるほど効果があったとする事業所が多くなっている。

具体的にどのような効果があったかについては、「労働力不足に対応できた」とするものが48.8%と最も多く、次いで「専門職、技能者など特定労働力の確保に役立っ

た」が41.2%である（第13図）。

産業別には、「労働力不足に対応できた」は鉱業、建設業、製造業で多く、「専門職、技能者など特定労働力の確保に役立った」は不動産業、サービス業で多い。また、「女子労働者の勤労意欲が高まり、職場のモラル向上に役立った」は電気・ガス・熱供給・水道業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業で多くなっている。

規模別には、「労働力不足に対応できた」、「専門職、技能者など特定労働力の確保に役立った」は規模の小さい事業所で多く、「女子労働者の勤労意欲が高まり、職場のモラル向上に役立った」、「企業のイメージアップとなり、優秀な女子労働者を採用できるようになった」は規模の大きい事業所で多い傾向が見られる。

(6) 女子再雇用制度実施の問題点

女子再雇用制度に問題点があるかについては、39.7%の事業所で「問題点あり」としている。

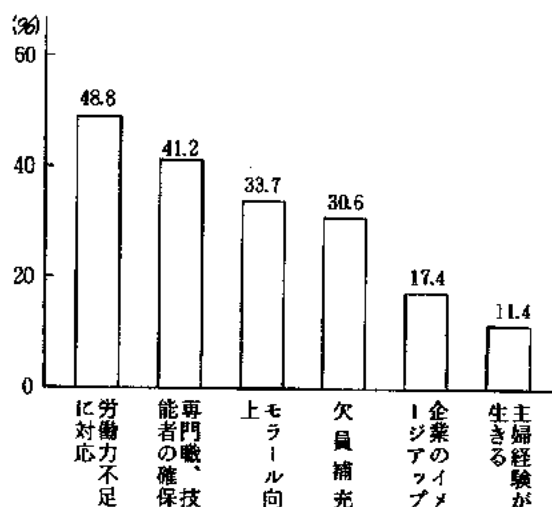
女子再雇用制度の問題点としては、「利用率が低い」が62.5%でもっとも多く、次いで「復職率が低い」が52.1%となっている。「離職中に再雇用者の能力が低下する」

「復職後の人事管理が難しい」はいずれも10%台であり、女子再雇用制度の問題点は、女子労働者の利用が少ないこと、また復職率も低いこと等女子労働者が女子再雇用制度をあまり活用していないことに集中している（第14図）。

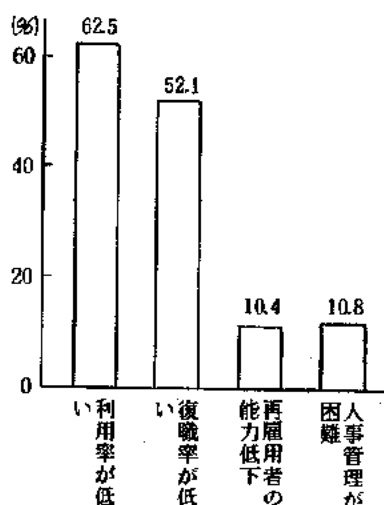
(7) 女子再雇用制度の導入検討予定

女子再雇用制度を導入していない事業所の、今後の導入予定については、「ある」事

第13図 女子再雇用制度実施の効果 (M・A)



第14図 女子再雇用制度実施の問題点 (M・A)

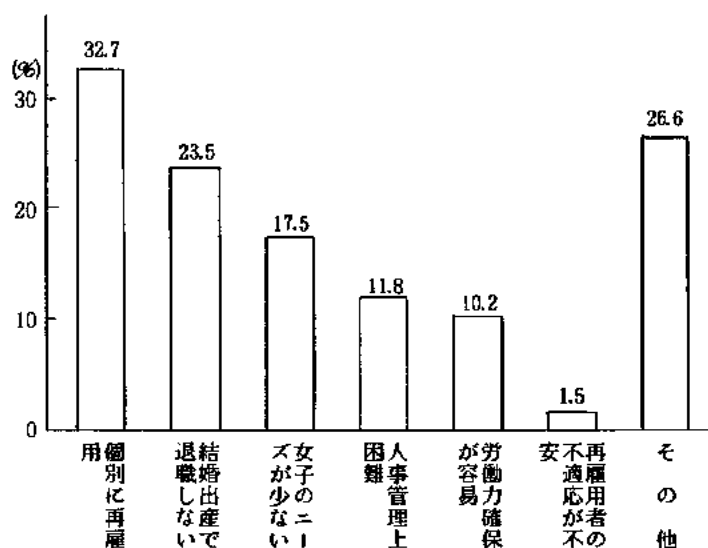


業所が31.4%であり、今後も導入を考えていない事業所が多い。

導入予定が「ある」とする事業所についても、「2年以内に実施」とするものは4.6%に過ぎず、「現在検討中」を合わせても約2割であり、77.6%は「今後検討する」としている。

導入予定がない理由としては、「必要に応じ個別的に再雇用しているから」とする事業所が32.7%と最も多く、次いで「結婚、出産で退職する女子は少ない」が23.5%、「女子の職場復帰のニーズが少ない」が17.5%となっている（第15図）。

第15図 女子再雇用制度を導入しない理由（M.A）



4 介護休業制度の状況

(1) 介護休業制度の有無

介護休業制度がある事業所は13.7%と前回調査に比べ微増に留まった。

産業別には、電気・ガス・熱供給・水道業（28.5%）、サービス業（28.2%）が多い。規模別には、事業所規模が大きくなるほど介護休業制度を実施している率が高く、500人以上規模事業所においては20.0%に上っている（第19表）。

第19表 介護休業制度の有無

(%)

産 業 ・ 規 模	計	あ る	な し	不 明
計	100.0	13.7	86.0	0.3
鉱 業	100.0	2.7	97.3	0.0
建 設 業	100.0	7.3	92.5	0.2
製 造 業	100.0	7.3	92.3	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	28.5	71.4	0.1
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	10.6	89.4	0.0
卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 店	100.0	8.5	91.5	0.0
金 融 ・ 保 険 業	100.0	7.4	92.6	0.0
不 動 産 業	100.0	2.7	97.1	0.2
サ ー ビ ス 業	100.0	28.2	71.3	0.6
500 人 以 上	100.0	20.0	79.8	0.2
100 ～ 499 人	100.0	13.1	86.5	0.4
30 ～ 99 人	100.0	12.9	86.8	0.3

附 属 统 计 表

第1表 産業、労働組合の有無、事業所規模別育児休業制度の有無

(%)

	育 児 休 業 制 度 の 有 無			
	計	あ り	な し	不 明
合 計	100.0	21.9	78.1	—
産 業				
D 鉱 業	100.0	5.0	95.0	—
E 建 設 業	100.0	10.4	89.6	—
F 製 造 業	100.0	12.0	88.0	—
食料品・たばこ	100.0	10.1	89.9	—
繊維・衣服	100.0	22.1	77.9	—
出版・印刷	100.0	10.1	89.9	—
金属製品	100.0	4.1	95.9	—
一般機械	100.0	9.4	90.6	—
電気機器	100.0	17.2	82.8	—
輸送用機器	100.0	8.4	91.6	—
精密機器	100.0	11.0	89.0	—
そ の 他	100.0	9.3	90.7	—
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	27.8	72.2	—
H 運輸・通信業	100.0	16.3	83.7	—
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	12.9	87.1	—
J 金融・保険業	100.0	17.2	82.8	—
K 不動産業	100.0	11.1	88.9	—
L サービス業	100.0	45.3	54.7	—
労働組合の有無				
労働組合あり	100.0	34.3	65.7	—
労働組合なし	100.0	10.9	89.1	—
不 明	100.0	10.8	89.2	—
事業所規模				
500 人 ～	100.0	37.5	62.5	—
100 ～ 499 人	100.0	23.0	77.0	—
30 ～ 99 人	100.0	21.3	78.7	—
不 明	—	—	—	—

第2表 産業、事業所規模別育児休業制度の導入時期

(%)

	育 児 休 業 制 度 の 導 入 時 期									
	計	～ S 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 63	平成 元年	平成 2 年	不 明
合 計	100.0	3.0	5.2	11.8	41.2	6.0	13.0	5.6	9.2	5.2
産 業										
D 鉱 業	100.0	—	—	—	33.3	33.3	—	—	33.3	—
E 建 設 業	100.0	12.4	0.3	1.1	1.1	—	43.1	28.3	1.5	12.1
F 製 造 業	100.0	8.0	2.3	18.2	17.9	6.0	20.1	7.8	14.0	5.6
食料品・たばこ	100.0	23.7	0.4	9.9	41.0	11.9	9.4	—	0.7	3.0
繊維・衣服	100.0	5.6	1.0	20.6	25.1	7.6	18.7	10.9	5.9	4.5
出版・印刷	100.0	1.4	—	7.4	59.1	10.4	18.8	0.7	1.7	0.4
金 属 製 品	100.0	—	—	28.6	1.3	28.6	10.5	—	30.9	—
一 般 機 械	100.0	—	10.9	14.7	10.9	—	30.9	10.9	21.0	0.7
電 気 機 器	100.0	2.5	0.4	20.4	2.1	3.0	29.1	6.2	27.3	8.9
輸送用機器	100.0	29.4	2.3	17.2	8.9	—	6.3	13.5	11.2	11.1
精 密 機 器	100.0	—	3.1	17.1	15.3	3.1	29.1	10.7	17.7	3.9
そ の 他	100.0	11.0	4.2	19.3	14.6	5.0	16.0	9.5	13.1	7.2
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	—	—	3.3	26.2	3.1	11.9	5.8	18.0	31.7
H 運輸・通信業	100.0	9.2	52.4	6.1	3.6	3.8	8.7	4.6	3.9	7.8
I 卸売・小売業、 飲 食 店	100.0	0.4	0.6	27.0	13.4	10.5	23.6	6.9	8.1	9.5
J 金融・保険業	100.0	—	—	81.6	0.9	—	7.6	8.9	0.9	0.1
K 不 動 産 業	100.0	—	17.1	3.5	17.5	14.5	38.8	—	6.9	1.7
L サ ー ビ ス 業	100.0	1.0	1.2	2.5	65.0	6.2	7.9	3.1	9.8	3.3
事 業 所 規 模										
500 人 ～	100.0	2.4	6.1	10.0	24.9	5.9	10.8	2.0	29.9	8.0
100 ～ 499 人	100.0	4.8	8.0	6.2	22.1	10.1	18.7	7.6	13.0	9.6
30 ～ 99 人	100.0	2.6	4.5	13.1	46.1	5.0	11.7	5.2	7.6	4.1
不 明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第3表 産業、事業所規模別育児休業制度の導入理由

(%)

	育児休業制度導入理由 (M.A)										
	計	専門職・技能者等の確保	既婚女子労働者の定着	福祉、勤労意欲の向上	均等法が施行された	イメージアップ、人材確保	育児に伴う欠勤等を減らす	組合等からの要望	企業内保育施設の代替として	その他	不明
合 計	100.0	34.6	49.4	69.1	11.6	23.3	15.5	24.2	4.1	8.9	1.8
産 業											
D 鉱 業	100.0	33.3	33.3	100.0	33.3	66.7	66.7	—	33.3	33.3	—
E 建 設 業	100.0	29.4	66.8	87.2	30.5	68.1	24.3	1.8	1.1	—	—
F 製 造 業	100.0	20.4	60.0	73.0	13.4	35.3	16.7	30.1	6.9	4.0	3.0
食料品・たばこ	100.0	3.8	81.3	85.5	3.4	25.8	29.1	42.4	9.8	11.5	—
繊維・衣服	100.0	27.9	73.8	71.1	14.9	28.5	21.5	34.9	7.6	1.5	2.3
出版・印刷	100.0	12.0	16.7	40.7	3.5	22.2	1.8	8.4	7.8	2.6	55.7
金属製品	100.0	30.7	36.7	60.1	10.5	30.2	—	35.4	6.0	1.3	—
一般機械	100.0	2.0	46.9	61.2	2.0	21.1	21.1	16.6	3.1	10.9	—
電気機器	100.0	30.6	56.6	77.0	20.7	53.9	10.4	38.7	3.0	0.5	—
輸送用機器	100.0	15.4	67.9	89.7	16.3	58.8	17.5	24.2	19.7	6.3	—
精密機器	100.0	26.5	48.6	71.1	4.3	34.9	23.4	15.1	11.4	6.5	—
そ の 他	100.0	16.5	54.8	74.1	15.4	31.0	15.0	21.6	7.4	4.5	0.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	14.5	36.6	75.4	16.7	7.7	14.0	49.8	—	7.0	—
H 運輸・通信業	100.0	11.5	58.1	76.1	9.3	11.0	9.1	34.8	9.2	6.0	—
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	12.5	71.1	85.3	24.3	55.5	14.6	18.8	10.1	0.4	—
J 金融・保険業	100.0	37.3	47.1	98.3	3.7	47.2	2.9	3.0	2.9	1.0	—
K 不動産業	100.0	10.3	64.5	85.5	0.7	34.4	26.8	18.9	—	14.5	—
L サービス業	100.0	46.9	40.2	59.6	8.3	10.5	16.8	25.7	1.7	13.7	2.4
事業所規模											
500 人 ～	100.0	35.2	48.9	74.1	12.0	42.0	8.3	42.3	4.2	12.0	0.2
100 ～ 499 人	100.0	29.9	55.1	64.7	12.8	33.6	16.9	31.0	9.1	8.4	0.5
30 ～ 99 人	100.0	35.7	48.1	69.9	11.3	20.4	15.5	22.0	2.9	9.0	2.2
不 明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第4表 産業、事業所規模別育児休業制度の最長休業期間

(%)

	最 長 休 業 期 間						
	計	生児が6 か月に達 するまで	生児が1 歳に達す るまで	生児が2 歳に達す るまで	生児が3 歳に達す るまで	そ の 他	不 明
合 計	100.0	12.6	64.7	1.4	6.4	14.0	0.9
産 業							
D 鉱 業	100.0	33.3	33.3	—	—	33.3	—
E 建 設 業	100.0	73.7	13.6	—	—	12.7	—
F 製 造 業	100.0	17.1	47.8	1.5	3.0	28.4	2.2
食料品・たばこ	100.0	11.5	20.5	—	3.4	52.7	11.9
繊維・衣服	100.0	10.1	68.9	1.1	3.4	16.5	—
出版・印刷	100.0	8.8	18.6	—	6.5	66.0	—
金属製品	100.0	57.3	37.5	—	—	5.3	—
一般機械	100.0	47.7	30.8	—	—	21.5	—
電気機器	100.0	0.4	54.9	0.4	5.0	39.1	—
輸送用機器	100.0	17.2	27.5	12.5	—	42.8	—
精密機器	100.0	25.2	50.7	2.3	3.4	18.4	—
そ の 他	100.0	29.8	46.6	2.5	1.5	15.0	4.5
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	8.7	85.0	3.3	—	3.1	—
H 運輸・通信業	100.0	13.8	27.3	—	49.6	7.8	1.5
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	16.8	43.5	7.6	13.5	15.3	3.3
J 金融・保険業	100.0	14.4	40.5	0.8	7.8	36.5	—
K 不動産業	100.0	7.9	49.2	—	—	42.9	—
L サービス業	100.0	6.3	83.9	0.5	3.4	8.9	0.1
事業所規模							
500 人 ～	100.0	2.4	75.3	2.0	11.6	8.5	0.3
100 ～ 499 人	100.0	11.7	65.1	3.2	8.5	10.7	0.8
30 ～ 99 人	100.0	13.2	64.2	1.0	5.7	15.0	0.9
不 明	—	—	—	—	—	—	—

第5表 産業、事業所規模別休業中の賃金の取扱い

(%)

	休業中の賃金の取扱い					
	計	有給			無給	不明
		社会保険料 相当額を超 えて支給	社会保険料 相当額を支 給	社会保険料 相当額未満 の一定額		
合 計	100.0	4.6	43.2	3.3	46.2	2.7
産 業						
D 鉱 業	100.0	—	—	—	100.0	—
E 建 設 業	100.0	12.5	54.5	—	33.0	—
F 製 造 業	100.0	3.6	19.3	5.6	67.0	4.4
食料品・たばこ	100.0	7.1	18.3	3.0	68.5	3.0
繊維・衣服	100.0	—	11.0	13.8	71.3	3.9
出版・印刷	100.0	7.4	4.7	—	86.5	1.4
金 属 製 品	100.0	—	6.0	0.8	64.6	28.6
一 般 機 械	100.0	6.1	20.6	10.9	61.0	1.3
電 気 機 器	100.0	0.4	30.1	0.4	65.9	3.1
輸 送 用 機 器	100.0	—	41.3	1.6	57.2	—
精 密 機 器	100.0	3.1	10.7	3.1	61.7	21.4
そ の 他	100.0	8.5	18.3	4.4	64.0	4.8
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	0.2	40.8	—	59.0	—
H 運輸・通信業	100.0	1.5	19.4	7.6	67.4	4.1
I 卸売・小売業、 飲 食 店	100.0	0.6	33.7	6.7	55.2	3.8
J 金融・保険業	100.0	43.3	10.0	—	45.9	0.8
K 不 動 産 業	100.0	7.9	41.6	1.7	48.8	—
L サービス業	100.0	2.3	57.3	1.9	36.2	2.3
事 業 所 規 模						
500 人 ～	100.0	3.5	36.5	4.4	51.4	4.3
100 ～ 499 人	100.0	3.5	30.6	3.4	58.5	4.0
30 ～ 99 人	100.0	4.9	46.3	3.2	43.2	2.4
不 明	—	—	—	—	—	—

第6表 産業、事業所規模別休業中の社会保険料(労働省負担分)の取扱い

(%)

	計	会社又は 共済会等 から相当 額支給	会社又は 共済会等 から相当 額の一部 支給	会 社 の 立替払い	支給も立 替もしな い	そ の 他	不 明
合 計	100.0	47.8	3.7	19.2	19.5	7.0	2.7
産 業							
D 鉱 業	100.0	33.3	—	33.3	33.3	—	—
E 建 設 業	100.0	52.3	—	17.3	30.5	—	—
F 製 造 業	100.0	19.0	3.7	52.6	16.4	3.9	4.4
食料品・たばこ	100.0	24.3	3.4	65.4	0.5	3.4	3.0
繊維・衣服	100.0	6.9	8.2	54.3	20.4	6.2	3.9
出版・印刷	100.0	13.9	—	84.1	0.3	0.3	1.4
金属製品	100.0	0.8	0.8	33.9	2.0	33.9	28.6
一般機械	100.0	13.4	3.1	74.7	6.8	0.7	1.3
電気機器	100.0	28.3	0.4	38.5	27.1	2.5	3.1
輸送用機器	100.0	34.1	4.8	23.5	36.0	1.6	—
精密機器	100.0	13.8	3.1	37.8	20.7	3.1	21.4
そ の 他	100.0	22.3	3.5	55.1	12.4	1.8	4.8
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	53.2	0.0	6.3	40.4	—	—
H 運輸・通信業	100.0	14.9	7.6	22.4	26.9	24.2	4.1
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	21.3	9.9	35.9	23.7	5.4	3.9
J 金融・保険業	100.0	46.3	0.0	0.8	8.8	43.3	0.8
K 不動産業	100.0	40.6	1.7	30.1	13.1	14.5	0.0
L サービス業	100.0	65.5	2.6	8.2	18.2	3.2	2.3
事業所規模							
500 人 ～	100.0	38.9	3.6	23.8	23.8	5.4	4.4
100 ～ 499 人	100.0	31.5	3.3	27.3	29.2	4.6	4.0
30 ～ 99 人	100.0	51.9	3.8	17.2	17.1	7.6	2.4
不 明	—	—	—	—	—	—	—

第7表 産業、事業所規模別勤続年数の算定に係る育児休業期間の取扱い

(%)

	勤続年数の算定に係る育児休業期間の取扱い				
	計	全期間を 勤続年数 に算入	一定期間 または一 部導入	算入しない	不 明
合 計	100.0	30.2	44.1	24.6	1.1
産 業					
D 鉱 業	100.0	66.7	—	33.3	—
E 建 設 業	100.0	85.3	13.6	1.1	—
F 製 造 業	100.0	55.4	10.6	31.4	2.6
食料品・たばこ	100.0	60.8	26.9	12.3	—
繊維・衣服	100.0	39.8	8.2	52.0	—
出版・印刷	100.0	69.7	13.5	16.8	—
金 属 製 品	100.0	64.8	1.3	33.9	—
一 般 機 械	100.0	77.7	11.6	10.7	—
電 気 機 器	100.0	60.3	5.1	27.9	6.7
輸 送 用 機 器	100.0	55.3	9.6	30.4	4.8
精 密 機 器	100.0	52.2	2.3	42.4	3.1
そ の 他	100.0	53.2	12.6	30.7	3.5
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	4.9	88.9	6.2	—
H 運輸・通信業	100.0	20.9	60.6	18.5	—
I 卸売・小売業、 飲 食 店	100.0	27.6	6.7	62.4	3.3
J 金融・保険業	100.0	50.2	2.5	46.4	0.8
K 不 動 産 業	100.0	41.1	35.5	15.6	7.9
L サービス業	100.0	20.2	63.3	15.9	0.5
事 業 所 規 模					
500 人 ～	100.0	31.1	30.2	38.5	0.2
100 ～ 499 人	100.0	26.6	39.5	33.4	0.5
30 ～ 99 人	100.0	31.0	45.6	22.1	1.3
不 明	—	—	—	—	—

第8表 産業、事業所規模別復職後の職場

(%)

	復 帰 後 の 職 場					
	計	原則原職 復帰	本人の希 望を考慮 して決定	会社の都 合で配置	個別対応	不 明
合 計	100.0	85.2	7.2	2.8	4.4	0.5
産 業						
D 鉱 業	100.0	66.7	33.3	—	—	—
E 建 設 業	100.0	97.4	1.1	—	1.5	—
F 製 造 業	100.0	72.7	16.8	3.9	5.8	0.8
食料品・たばこ	100.0	58.3	11.9	0.3	29.4	—
繊維・衣服	100.0	81.6	15.4	1.4	1.7	—
出版・印刷	100.0	92.6	7.4	—	—	—
金 属 製 品	100.0	99.2	—	—	0.8	—
一 般 機 械	100.0	81.3	10.9	4.4	3.3	—
電 気 機 器	100.0	55.4	28.7	11.1	4.8	—
輸 送 用 機 器	100.0	76.9	17.2	4.3	1.6	—
精 密 機 器	100.0	70.1	12.3	0.7	13.8	3.1
そ の 他	100.0	77.5	14.4	1.8	2.8	3.4
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	100.0	—	—	—	—
H 運輸・通信業	100.0	98.4	1.5	0.1	—	—
I 卸売・小売業、 飲 食 店	100.0	52.1	16.7	12.3	15.6	3.3
J 金融・保険業	100.0	93.1	—	0.1	6.8	—
K 不 動 産 業	100.0	94.0	—	—	6.0	—
L サ ー ビ ス 業	100.0	91.7	4.6	1.4	2.4	0.0
事 業 所 規 模						
500 人 ～	100.0	74.2	4.3	12.4	9.1	0.1
100 ～ 499 人	100.0	79.4	11.4	4.3	4.9	0.1
30 ～ 99 人	100.0	86.9	6.4	2.1	4.1	0.6
不 明	—	—	—	—	—	—

第9表 産業、事業所規模別育児休業利用率、過去3年

	育児休業 利 用 率	過 去 3 年 間 の 育 児 休 業 利 用 率 の 状				
		計	増加して いる	ほぼ一定	減少して いる	その他
合 計	50.8	100.0	9.0	36.4	6.7	44.0
産 業						
D 鉱 業	—	100.0	—	33.3	—	66.7
E 建 設 業	66.7	100.0	—	24.6	—	74.3
F 製 造 業	15.1	100.0	5.5	11.8	11.5	64.4
食料品・たばこ	6.5	100.0	—	9.6	15.1	63.8
繊維・衣服	12.8	100.0	11.5	20.7	12.3	53.1
出版・印刷	27.8	100.0	1.1	10.9	—	88.1
金 属 製 品	11.8	100.0	5.3	—	—	66.1
一 般 機 械	41.0	100.0	2.6	14.0	18.1	62.3
電 気 機 器	15.0	100.0	2.7	3.4	17.5	72.1
輸 送 用 機 器	27.5	100.0	—	21.1	—	74.2
精 密 機 器	12.4	100.0	3.2	14.0	26.0	53.6
そ の 他	20.1	100.0	7.6	11.1	4.6	64.0
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	7.9	100.0	0.2	2.0	1.3	77.3
H 運輸・通信業	59.1	100.0	1.5	22.8	23.0	49.5
I 卸売・小売業、 飲 食 店	40.1	100.0	3.1	37.2	0.4	53.6
J 金融・保険業	86.5	100.0	3.1	80.6	—	16.3
K 不 動 産 業	90.5	100.0	—	22.3	11.1	63.2
L サ ー ビ ス 業	65.5	100.0	13.5	42.5	5.6	35.2
事 業 所 規 模						
500 人 ～	39.0	100.0	18.1	31.7	2.7	41.1
100 ～ 499 人	41.0	100.0	9.3	27.1	8.0	48.4
30 ～ 99 人	60.7	100.0	8.6	38.6	6.6	43.0
不 明	—	—	—	—	—	—

間の育児休業利用率の状況及び育児休業利用期間

(%)

況	育 児 休 業 利 用 期 間					
	計	6 か 月 未 満	6 か 月 ～ 10 か 月 未 満	10 か 月 ～ 12 か 月 未 満	12 か 月 ～ 18 か 月 未 満	18 か 月 以 上
4.0	100.0	36.9	32.3	24.6	5.0	1.3
—	100.0	—	—	—	—	—
1.1	100.0	100.0	—	—	—	—
6.8	100.0	64.4	16.9	15.1	0.8	2.9
11.5	100.0	35.8	30.2	34.0	—	—
2.4	100.0	62.0	18.9	19.1	—	—
—	100.0	11.4	16.3	72.3	—	—
28.6	100.0	—	—	100.0	—	—
3.1	100.0	28.9	55.1	16.0	—	—
4.3	100.0	76.4	13.1	5.4	—	5.1
4.7	100.0	93.6	6.4	—	—	—
3.1	100.0	51.3	13.5	29.4	—	5.8
12.7	100.0	74.1	6.9	8.3	4.2	6.5
19.2	100.0	38.5	17.6	44.0	—	—
3.2	100.0	9.0	48.7	1.0	23.5	17.8
5.6	100.0	13.9	8.9	46.6	29.6	0.9
0.1	100.0	29.1	70.9	—	—	—
3.5	100.0	65.1	34.9	—	—	—
3.2	100.0	38.6	28.1	29.5	3.6	0.2
6.5	100.0	47.9	31.4	15.8	2.5	2.4
7.2	100.0	45.2	24.9	24.1	4.2	1.7
3.2	100.0	32.4	34.8	26.2	5.6	0.9
—	—	—	—	—	—	—

第10表 産業、事業所規模別復職者率、退職者率

(%)

	復職者率・退職者率	
	復職者率	退職者率
合 計	88.4	11.6
産 業		
D 鉱 業	—	—
E 建 設 業	16.7	83.3
F 製 造 業	68.5	31.5
食料品・たばこ	67.9	32.1
繊維・衣服	68.4	31.6
出版・印刷	100.0	—
金 属 製 品	100.0	—
一 般 機 械	100.0	—
電 気 機 器	55.2	44.8
輸 送 用 機 器	43.0	57.0
精 密 機 器	73.0	27.0
そ の 他	80.3	19.7
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	—
H 運輸・通信業	93.9	6.1
I 卸売・小売業、 飲 食 店	79.0	21.0
J 金融・保険業	29.7	70.3
K 不 動 産 業	100.0	—
L サ ー ビ ス 業	93.8	6.2
事 業 所 規 模		
500 人 ～	89.3	10.7
100 ～ 499 人	86.5	13.5
30 ～ 99 人	88.8	11.2
不 明	—	—

第11表 産業、事業所規模別育児休業制度実施の効果

(%)

		育児休業制度実施の効果の有無				育児休業制度実施の効果の内容 (M.A)						
		計	有	無	不明	計	専門職・ 技能者の 確保	女子労働 力の定着	職場の モラル向上	企業の イメージアップ	人員配置、人 員計画が立 てやすい	不明
合	計	100.0	60.2	31.1	8.8	100.0	54.4	52.4	39.0	19.7	9.4	0.8
産	業											
D	鉱業	100.0	33.3	66.7	—	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—
E	建設業	100.0	43.3	55.6	1.1	100.0	37.3	56.9	70.4	30.6	28.8	—
F	製造業	100.0	37.4	48.2	14.4	100.0	32.9	66.0	48.0	18.9	10.2	0.1
	食料品・たばこ	100.0	27.5	54.6	17.9	100.0	22.0	76.2	66.6	55.6	0.5	—
	繊維・衣服	100.0	50.9	44.9	4.2	100.0	40.1	67.7	37.8	7.4	9.7	—
	出版・印刷	100.0	21.5	77.9	0.7	100.0	50.9	57.1	3.4	41.1	—	—
	金属製品	100.0	11.3	59.3	29.4	100.0	—	6.8	46.6	46.6	46.6	—
	一般機械	100.0	56.4	21.8	21.8	100.0	21.6	54.9	26.9	21.7	—	—
	電気機器	100.0	31.1	50.7	18.1	100.0	31.0	78.3	78.0	19.0	8.1	—
	輸送用機器	100.0	34.6	52.9	12.5	100.0	36.6	75.6	23.1	16.9	49.8	—
	精密機器	100.0	54.8	38.2	7.0	100.0	8.0	55.0	43.1	14.2	1.3	—
	その他	100.0	32.6	48.4	19.1	100.0	36.5	57.4	51.7	19.3	16.5	0.6
G	電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	15.0	67.9	17.1	100.0	21.9	72.3	59.2	31.5	12.2	—
H	運輸・通信業	100.0	62.6	35.9	1.5	100.0	47.0	55.2	13.8	53.3	9.9	—
I	卸売・小売業、 飲食店	100.0	34.6	43.3	22.1	100.0	54.4	18.6	70.7	75.4	2.6	—
J	金融・保険業	100.0	89.8	9.3	0.9	100.0	40.6	50.5	51.8	2.5	2.3	—
K	不動産業	100.0	48.9	39.7	11.3	100.0	4.9	52.8	56.4	1.4	22.6	—
L	サービス業	100.0	70.9	22.6	6.5	100.0	61.0	53.3	34.8	11.6	9.8	1.2
事	業所規模											
	500 人 ～	100.0	68.3	25.1	6.6	100.0	41.1	37.4	48.7	25.7	10.1	0.1
	100 ～ 499 人	100.0	52.5	38.4	9.1	100.0	47.2	48.8	43.0	21.3	9.0	0.7
	30 ～ 99 人	100.0	61.6	29.6	8.8	100.0	56.3	53.6	37.9	19.1	9.4	0.9
不	明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第12表 産業、事業所規模別

	育児休業制度実施の問題点の有無					
	計	有	無	不 明	計	利用率 が低い
合 計	100.0	42.0	52.1	5.9	100.0	21.1
産 業						
D 鉱 業	100.0	—	100.0	—	100.0	—
E 建 設 業	100.0	20.1	79.9	—	100.0	26.8
F 製 造 業	100.0	39.7	50.9	9.4	100.0	45.8
食料品・たばこ	100.0	22.7	65.7	11.5	100.0	41.3
繊維・衣服	100.0	52.2	44.3	3.6	100.0	40.5
出版・印刷	100.0	37.1	62.2	0.7	100.0	66.2
金 属 製 品	100.0	41.4	57.3	1.3	100.0	85.5
一 般 機 械	100.0	35.1	43.1	21.8	100.0	43.7
電 気 機 器	100.0	29.7	59.3	11.0	100.0	67.9
輸 送 用 機 器	100.0	48.5	51.0	0.5	100.0	30.4
精 密 機 器	100.0	41.3	54.9	3.9	100.0	33.2
そ の 他	100.0	44.7	41.7	13.5	100.0	35.5
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	8.8	77.1	14.0	100.0	—
H 運輸・通信業	100.0	34.6	63.9	1.5	100.0	26.4
I 卸売・小売業、 飲 食 店	100.0	56.5	39.5	4.1	100.0	46.3
J 金融・保険業	100.0	37.4	62.5	0.1	100.0	2.1
K 不 動 産 業	100.0	45.1	51.5	3.5	100.0	60.1
L サ ー ビ ス 業	100.0	43.3	50.1	6.6	100.0	8.8
事 業 所 規 模						
500 人 ～	100.0	49.1	44.9	6.0	100.0	29.9
100～499人	100.0	48.5	44.1	7.4	100.0	33.3
30～99人	100.0	40.3	54.2	5.5	100.0	17.4
不 明	—	—	—	—	—	—

育児休業制度実施の問題点

(%)

育児休業制度実施の問題点の内容 (M. A)								
復職率 低い	休業中に 休業者の 能力低下	代替要員 の確保が 困難	復職後の 代替要員 の処遇が 困難	社会保険 料の負担 が大きい	休業中の 給与の負 担が大き い	制度の運 営に要す る費用の 負担大	その他	不明
10.4	16.4	59.2	14.9	2.3	1.3	6.8	6.3	1.8
—	—	—	—	—	—	—	—	—
63.6	—	62.0	3.0	5.6	1.7	—	7.2	—
15.6	5.6	44.0	10.5	5.7	1.7	4.4	7.5	4.3
13.3	14.9	42.1	13.9	—	13.3	—	14.9	—
21.1	3.5	55.0	10.7	16.1	0.8	1.1	7.5	—
—	—	30.1	20.0	—	—	3.7	17.6	—
12.7	—	27.2	27.2	—	—	—	—	—
—	1.9	76.7	3.8	—	—	33.0	1.9	10.7
1.5	6.0	32.5	7.5	1.5	1.5	1.5	1.1	—
47.9	3.2	65.8	6.5	—	—	—	—	4.8
7.6	35.9	23.1	32.7	1.3	—	—	11.4	—
20.6	5.5	32.2	8.7	1.9	1.6	5.5	12.0	13.1
—	—	100.0	—	—	—	—	—	—
22.2	81.9	13.4	0.4	4.6	—	—	4.4	—
25.5	14.5	22.2	16.8	1.1	—	0.6	8.0	—
—	97.5	100.0	97.9	—	—	97.9	—	—
32.2	—	11.5	3.8	17.5	—	—	—	—
2.9	6.8	74.8	11.2	1.5	1.8	3.1	6.3	2.0
10.7	11.9	57.6	18.4	3.6	2.3	3.0	6.4	1.5
14.0	13.6	41.5	13.9	4.5	0.5	3.4	14.5	1.2
9.5	17.3	64.1	15.0	1.6	1.4	7.8	4.1	2.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—

第13表 産業、事業所規模別育児に関するその他の措置

(%)

	育児に関するその他の措置 (M.A)								
	計	企業内 保育施 設	勤務時 間の短 縮、変 更	事業内 配置転 換・転 勤上の 措置	ベビー シッター 等の 派遣・ 幹施	経済的 援 助	相談、 情報提 供	その他	不 明
合 計	100.0	2.3	30.1	16.2	0.4	5.5	11.1	5.6	24.1
産 業									
D 鉱 業	100.0	—	18.1	5.6	—	5.5	13.2	12.0	25.6
E 建 設 業	100.0	—	25.9	9.9	0.4	8.3	17.4	6.1	26.7
F 製 造 業	100.0	1.7	28.3	14.5	0.3	4.7	12.6	4.9	25.5
食料品・たばこ	100.0	2.7	24.0	9.3	—	4.8	7.8	10.1	24.4
繊維・衣服	100.0	5.6	28.6	19.7	1.4	2.5	15.2	3.9	20.9
出版・印刷	100.0	0.2	29.4	7.4	0.4	3.5	12.2	4.2	34.7
金 属 製 品	100.0	—	21.8	15.4	—	5.4	4.7	4.9	27.6
一 般 機 械	100.0	0.4	33.8	10.2	0.3	4.0	19.8	2.6	26.8
電 気 機 器	100.0	0.5	32.4	17.9	0.1	4.7	13.4	5.0	23.1
輸 送 用 機 器	100.0	0.5	22.9	14.3	0.1	8.5	12.1	2.2	28.5
精 密 機 器	100.0	3.1	33.0	19.0	0.3	3.5	7.6	13.7	22.9
そ の 他	100.0	1.4	28.1	14.6	0.2	5.3	13.2	3.8	26.2
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	—	15.8	11.5	4.0	5.9	9.3	5.5	29.1
H 運輸・通信業	100.0	1.0	26.2	13.0	—	5.6	9.6	7.7	26.8
I 卸売・小売業、 飲 食 店	100.0	2.5	31.7	25.5	0.4	1.6	12.6	4.7	24.3
J 金融・保険業	100.0	—	42.2	15.2	1.4	2.4	1.3	2.8	23.4
K 不 動 産 業	100.0	0.2	22.5	21.4	—	4.8	6.2	6.0	29.9
L サービス業	100.0	4.6	31.6	14.6	0.3	8.9	9.8	6.6	20.5
事 業 所 規 模									
500 人 ～	100.0	7.4	23.6	20.8	1.7	7.1	14.1	4.0	29.7
100～499人	100.0	4.7	28.0	17.6	0.9	5.4	12.1	3.7	29.7
30～99人	100.0	1.7	30.7	15.8	0.3	5.5	10.9	6.0	22.8
不 明	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第14表 産業、事業所規模別女子再雇用制度の有無

(%)

	女 子 再 雇 用 制 度 の 有 無			
	計	あ り	な し	不 明
合 計	100.0	14.8	85.2	—
産 業				
D 鉱 業	100.0	3.8	96.2	—
E 建 設 業	100.0	9.1	90.9	—
F 製 造 業	100.0	17.4	82.6	—
食料品・たばこ	100.0	14.0	86.0	—
繊維・衣服	100.0	29.8	70.2	—
出版・印刷	100.0	6.1	93.9	—
金 属 製 品	100.0	11.8	88.2	—
一 般 機 械	100.0	18.8	81.2	—
電 気 機 器	100.0	24.8	75.2	—
輸 送 用 機 器	100.0	15.8	84.2	—
精 密 機 器	100.0	23.9	76.1	—
そ の 他	100.0	11.8	88.2	—
G 電 気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	5.1	94.9	—
H 運 輸・通 信 業	100.0	6.1	93.9	—
I 卸 売・小 売 業、 飲 食 店	100.0	16.0	84.0	—
J 金 融・保 險 業	100.0	32.6	67.4	—
K 不 動 産 業	100.0	6.1	93.9	—
L サ ー ビ ス 業	100.0	12.9	87.1	—
事 業 所 規 模				
500 人 ～	100.0	20.8	79.2	—
100～499人	100.0	19.5	80.5	—
30～99人	100.0	13.7	86.3	—
不 明	—	—	—	—

第15表 産業、事業所規模別

	女子再雇用制度の根拠 (M, A)					
	計	労働協約	就業規則	慣行	その他	不明
合 計	100.0	9.2	27.2	47.1	20.5	0.3
産 業						
D 鉱 業	100.0	—	—	—	100.0	—
E 建 設 業	100.0	—	61.9	34.2	3.9	—
F 製 造 業	100.0	7.6	20.5	59.7	16.0	0.7
食料品・たばこ	100.0	10.8	18.2	65.8	26.8	—
繊維・衣服	100.0	7.2	22.2	66.8	5.4	—
出版・印刷	100.0	14.6	17.4	58.4	11.9	12.3
金 属 製 品	100.0	2.6	23.8	43.1	30.4	—
一 般 機 械	100.0	3.8	29.4	55.0	14.4	—
電 気 機 器	100.0	13.7	5.9	65.7	18.2	—
輸 送 用 機 器	100.0	3.5	35.1	44.7	10.9	6.7
精 密 機 器	100.0	10.7	34.6	44.5	16.6	—
そ の 他	100.0	2.3	24.9	55.6	18.6	0.5
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	1.0	99.0	—	1.0	—
H 運輸・通信業	100.0	8.1	20.2	44.7	31.0	—
I 卸売・小売業、 飲 食 店	100.0	22.1	41.3	23.6	23.4	—
J 金融・保険業	100.0	4.4	16.4	43.9	38.9	—
K 不 動 産 業	100.0	14.4	62.9	40.3	—	—
L サ ー ビ ス 業	100.0	5.1	23.5	56.1	15.3	0.2
事 業 所 規 模						
500 人 ~	100.0	36.5	36.7	15.3	31.6	—
100~499人	100.0	14.1	25.4	42.8	25.6	0.3
30~99人	100.0	7.0	27.5	49.3	18.7	0.2
不 明	—	—	—	—	—	—

女子再雇用制度の根拠及び導入時期

(%)

女子再雇用制度導入時期									
計	～ S39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 63	平成 元年	平成 2年	不 明
100.0	4.0	5.1	9.5	12.3	11.6	24.5	5.7	3.7	23.7
100.0	—	—	14.1	—	—	42.9	—	—	42.9
100.0	1.3	15.2	—	34.1	—	3.9	15.2	—	30.4
100.0	4.7	6.3	12.5	13.1	7.8	17.0	5.5	4.2	28.9
100.0	—	8.3	8.6	35.4	4.5	17.9	—	4.0	21.3
100.0	5.4	5.7	11.8	13.8	7.1	16.8	9.0	1.8	28.7
100.0	14.6	—	—	—	21.9	15.1	2.3	14.6	31.5
100.0	—	—	10.8	21.1	0.3	14.2	12.1	10.0	31.7
100.0	20.9	13.0	2.4	11.0	—	24.7	1.5	5.5	21.1
100.0	—	—	22.3	7.7	16.8	16.3	—	4.6	32.3
100.0	9.2	—	13.7	6.7	2.5	12.3	8.2	2.3	45.2
100.0	5.5	—	16.4	8.2	14.2	24.7	0.7	3.9	26.5
100.0	2.2	14.8	9.7	10.8	4.8	14.3	11.4	4.0	28.1
100.0	—	—	—	—	—	18.7	17.8	63.5	—
100.0	40.5	—	4.0	16.2	10.3	4.7	4.0	—	20.2
100.0	1.5	6.2	1.5	2.7	22.9	45.6	3.5	4.5	11.5
100.0	0.4	—	19.7	—	0.7	35.9	8.8	3.6	30.9
100.0	—	3.2	3.2	—	14.2	42.3	3.2	1.9	32.1
100.0	1.4	4.4	9.3	22.2	16.0	17.0	4.2	2.7	22.7
100.0	2.1	1.3	26.4	2.9	11.5	38.9	3.3	5.2	8.4
100.0	4.2	3.7	8.3	8.2	17.4	26.0	9.2	4.1	19.0
100.0	4.0	5.6	9.3	13.9	9.9	23.6	4.7	3.5	25.6
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第16表 産業、事業所規模別女子再雇用制度の導入理由

(%)

	女子再雇用制度導入の理由 (M.A)										
	計	専門職、 技能者の 確保	労働者 不足に 対応	欠員補 充をス ムーズ に	福祉、 勤労意 欲の向 上	均等法 施行の ため	企業の イノー ジアップ、人材確保	労働組 合等か らの要 望	育児休 業制度 の代わ り	その他	不 明
合 計	100.0	42.1	56.5	32.5	45.5	10.0	37.4	6.3	12.0	3.8	0.8
産 業											
D 鉱 業	100.0	42.9	85.9	42.9	—	—	—	42.9	—	14.1	—
E 建 設 業	100.0	16.5	34.2	43.0	40.6	34.1	68.4	—	17.8	—	—
F 製 造 業	100.0	43.3	70.6	35.4	41.0	6.8	29.5	6.4	14.3	4.7	2.0
食料品・たばこ	100.0	19.7	88.6	44.4	36.8	13.0	27.3	11.0	8.6	2.2	8.3
繊維・衣服	100.0	59.1	76.6	30.3	43.9	5.1	24.0	9.6	18.0	3.2	2.5
出版・印刷	100.0	78.0	65.7	23.8	37.0	16.9	29.3	2.3	—	—	—
金 属 製 品	100.0	32.2	75.1	53.1	25.6	12.1	21.6	1.8	12.3	0.3	—
一 般 機 械	100.0	38.6	58.8	32.0	19.4	1.9	17.1	2.5	13.7	20.9	—
電 気 機 器	100.0	32.8	66.4	42.2	50.4	3.7	47.7	8.6	25.3	2.0	—
輸 送 用 機 器	100.0	48.5	60.5	32.1	44.9	16.7	26.9	3.2	5.5	9.1	—
精 密 機 器	100.0	49.8	81.9	29.8	48.1	11.6	32.7	6.8	3.9	—	—
そ の 他	100.0	49.1	68.7	28.9	42.0	5.9	23.9	2.1	6.7	3.6	3.6
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	—	100.0	18.7	65.4	—	63.5	1.9	0.9	—	—
H 運輸・通信業	100.0	57.1	56.8	28.8	38.7	—	12.1	6.3	0.5	—	—
I 卸売・小売業、 飲 食 店	100.0	32.1	54.6	22.4	63.7	4.7	59.0	11.4	8.2	4.8	0.5
J 金融・保険業	100.0	24.4	33.0	29.5	52.5	27.7	39.2	5.6	12.2	0.1	—
K 不 動 産 業	100.0	22.1	62.6	28.6	42.3	27.9	59.9	—	3.2	6.3	—
L サ ー ビ ス 業	100.0	62.8	56.1	37.8	33.9	5.9	26.1	3.5	13.4	5.3	—
事 業 所 規 模											
500 人 ～	100.0	45.3	37.0	22.4	66.6	15.6	48.9	25.4	12.7	3.8	0.1
100～499人	100.0	46.8	59.4	30.2	52.1	9.4	42.3	11.4	12.2	2.4	0.4
30～99人	100.0	40.6	56.3	33.4	43.0	10.0	35.6	4.2	11.9	4.2	0.9
不 明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第17表 産業、事業所規模別女子再雇用制度の対象者の
範囲の制限及び制限内容

(%)

	対象者の範囲の制限				制限内容 (M.A)				
	計	制限 あり	制限 なし	不明	計	職種	勤続 年数	その他	不明
合 計	100.0	46.9	52.9	0.2	100.0	31.0	55.5	25.3	2.9
産 業									
D 鉱 業	100.0	42.9	57.1	—	100.0	100.0	—	—	—
E 建 設 業	100.0	63.2	36.8	—	100.0	56.1	2.0	22.0	22.0
F 製 造 業	100.0	27.9	71.6	0.6	100.0	37.5	50.3	23.7	5.3
食料品・たばこ	100.0	34.0	66.0	—	100.0	29.2	52.6	18.9	—
繊維・衣服	100.0	22.7	75.7	1.7	100.0	41.6	40.5	34.5	3.7
出版・印刷	100.0	53.8	46.2	—	100.0	77.1	45.7	—	—
金 属 製 品	100.0	36.2	63.8	—	100.0	28.3	71.7	—	27.5
一 般 機 械	100.0	16.7	83.3	—	100.0	32.9	61.1	38.9	—
電 気 機 器	100.0	29.1	70.9	—	100.0	42.1	49.4	34.7	—
輸送用機器	100.0	17.2	82.8	—	100.0	53.6	11.6	36.7	4.9
精 密 機 器	100.0	30.5	69.5	—	100.0	54.7	24.3	25.4	4.7
そ の 他	100.0	33.1	66.0	1.0	100.0	26.5	59.1	10.4	10.9
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	81.3	18.7	—	100.0	1.2	78.1	20.7	—
H 運輸・通信業	100.0	34.6	65.4	—	100.0	23.4	76.6	11.7	—
I 卸売・小売業、 飲 食 業	100.0	65.3	34.7	—	100.0	1.0	79.4	32.0	0.1
J 金融・保険業	100.0	59.2	40.8	—	100.0	27.6	81.2	20.5	—
K 不 動 産 業	100.0	59.9	40.1	—	100.0	46.5	75.9	24.1	—
L サービス業	100.0	48.5	51.5	—	100.0	58.9	23.4	24.7	1.8
事 業 所 規 模									
500 人 ~	100.0	66.9	32.9	0.1	100.0	25.6	78.2	32.5	1.7
100~499人	100.0	49.4	50.6	—	100.0	27.5	64.2	27.6	1.0
30~99人	100.0	45.6	54.2	0.2	100.0	32.4	51.7	24.2	3.5
不 明	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第18表 産業、事業所規模別退職時の申出

	退職時の申出の要否				退職理由の制限		
	計	要する	要しない	不 明	制限あり	制限なし	不 明
合 計	100.0	42.6	56.7	0.7	34.8	63.9	1.3
産 業							
D 鉱 業	100.0	—	100.0	—	42.9	57.1	—
E 建 設 業	100.0	79.7	19.0	1.3	64.5	35.5	—
F 製 造 業	100.0	31.5	66.7	1.8	24.2	73.9	1.9
食料品・たばこ	100.0	28.3	71.7	—	9.5	90.5	—
繊維・衣服	100.0	35.2	64.8	—	30.6	66.9	2.5
出版・印刷	100.0	36.6	63.4	—	34.3	65.7	—
金 属 製 品	100.0	43.9	56.1	—	23.1	76.9	—
一 般 機 械	100.0	25.4	74.6	—	39.2	60.8	—
電 気 機 器	100.0	26.9	73.1	—	20.9	74.4	4.6
輸 送 用 機 器	100.0	35.3	55.5	9.2	12.3	87.7	—
精 密 機 器	100.0	54.4	44.2	1.4	19.4	80.6	—
そ の 他	100.0	28.5	65.1	6.5	23.6	74.9	1.5
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	16.8	83.2	—	63.5	36.5	—
H 運輸・通信業	100.0	46.8	53.2	—	34.6	65.4	—
I 卸売・小売業、 飲 食 店	100.0	66.4	33.2	0.5	62.0	38.0	—
J 金融・保険業	100.0	17.1	82.9	—	20.5	75.9	3.6
K 不 動 産 業	100.0	53.4	46.6	—	3.2	96.8	—
L サ ー ビ ス 業	100.0	43.9	56.1	—	27.9	71.4	0.7
事 業 所 規 模							
500 人 ～	100.0	60.4	39.5	0.1	68.5	31.3	0.1
100～499人	100.0	44.6	54.2	1.2	46.0	53.1	0.9
30～99人	100.0	41.4	57.9	0.6	30.5	68.1	1.4
不 明	—	—	—	—	—	—	—

の要否、退職理由の制限の有無及び内容

(%)

制 限 内 容 (M. A)							
計	出 産	育 児	結 婚	家族の 看 護	夫の転勤	そ の 他	不 明
100.0	87.5	82.1	75.8	34.9	27.5	28.0	0.0
100.0	—	100.0	—	100.0	100.0	—	—
100.0	100.0	47.1	98.0	25.5	25.5	2.0	—
100.0	78.0	68.8	58.5	23.3	13.9	20.1	0.2
100.0	55.1	35.1	78.0	32.3	6.5	74.3	—
100.0	62.5	46.8	59.0	29.9	14.0	9.8	—
100.0	93.3	57.5	49.2	49.2	6.7	—	6.7
100.0	100.0	98.8	90.9	44.3	1.2	1.2	—
100.0	86.0	70.4	38.4	3.9	4.8	28.8	—
100.0	97.1	97.0	69.0	9.8	9.8	4.5	—
100.0	72.5	87.4	41.3	20.7	20.7	—	—
100.0	89.3	100.0	82.4	43.7	43.7	32.8	—
100.0	69.4	63.0	52.4	31.8	26.3	41.4	—
100.0	—	—	—	—	—	100.0	—
100.0	100.0	88.3	100.0	65.0	76.6	46.8	—
100.0	99.5	97.7	77.4	32.9	30.0	38.7	—
100.0	82.6	82.6	82.2	57.0	37.2	54.8	—
100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—
100.0	71.8	84.2	77.9	41.9	25.3	10.2	—
100.0	87.2	87.0	61.4	16.9	18.2	26.3	—
100.0	92.8	87.1	69.1	27.7	22.2	17.9	0.1
100.0	85.1	79.5	79.8	39.3	30.5	32.6	—
—	—	—	—	—	—	—	—

第19表 産業、事業所規模別最長離職期間の制限及び最長離職期間

(%)

	最長離職期間の制限				最 長 離 職 期 間					
	計	制限 あり	制限 なし	不明	計	3 年 未 満	3 年～ 4 年	5 年～ 9 年	10 年 以 上	不明
合 計	100.0	33.7	65.6	0.7	100.0	42.1	11.6	23.1	21.3	1.9
産 業										
D 鉱 業	100.0	42.9	57.1	—	100.0	—	100.0	—	—	—
E 建 設 業	100.0	53.2	46.8	—	100.0	73.9	—	26.1	—	—
F 製 造 業	100.0	23.8	74.1	2.1	100.0	65.8	11.4	15.8	6.9	0.0
食料品・たばこ	100.0	23.5	68.2	8.3	100.0	44.4	—	9.7	45.9	—
繊維・衣服	100.0	21.8	78.2	—	100.0	62.7	15.8	21.5	—	—
出版・印刷	100.0	26.9	73.1	—	100.0	100.0	—	—	—	—
金 属 製 品	100.0	22.8	77.2	—	100.0	54.0	43.7	2.3	—	—
一 般 機 械	100.0	25.2	74.8	—	100.0	78.6	6.5	13.6	1.3	—
電 気 機 器	100.0	31.5	68.5	—	100.0	80.9	2.9	9.5	6.7	—
輸 送 用 機 器	100.0	18.0	82.0	—	100.0	76.2	—	23.8	—	—
精 密 機 器	100.0	19.1	76.0	4.9	100.0	62.9	12.9	22.4	1.8	—
そ の 他	100.0	18.7	75.5	5.8	100.0	41.0	26.9	29.4	2.4	0.3
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	1.1	98.9	—	100.0	—	—	—	—	100.0
H 運輸・通信業	100.0	18.4	81.6	—	100.0	43.9	—	21.9	34.2	—
I 卸売・小売業、 飲 食 業	100.0	49.0	50.7	0.3	100.0	14.5	28.4	26.8	30.2	0.1
J 金融・保険業	100.0	29.0	71.0	—	100.0	26.1	1.5	19.5	52.9	—
K 不 動 産 業	100.0	27.9	72.1	—	100.0	—	—	100.0	—	—
L サ ー ビ ス 業	100.0	35.9	64.1	—	100.0	52.1	0.5	25.7	14.3	7.4
事 業 所 規 模										
500 人 ～	100.0	63.1	36.8	0.1	100.0	32.4	14.3	34.1	18.2	1.0
100～499人	100.0	42.0	57.7	0.3	100.0	34.8	21.1	34.5	9.5	—
30～99人	100.0	30.3	68.8	0.9	100.0	45.8	7.5	17.6	26.4	2.7
不 明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第20表 産業、事業所規模別再雇用時の年齢制限の有無及び年齢

(%)

	再雇用時の年齢制限				制 限 年 齢					
	計	制 限 あり	制 限 なし	不 明	計	35 歳 未 満	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 歳 以 上	不 明
合 計	100.0	32.6	66.0	1.4	100.0	15.1	24.6	34.1	25.5	0.7
産 業										—
D 鉱 業	100.0	42.9	57.1	—	100.0	—	—	100.0	—	—
E 建 設 業	100.0	51.9	48.1	—	100.0	5.0	—	26.8	68.3	2.9
F 製 造 業	100.0	19.1	79.5	1.4	100.0	17.0	33.0	33.3	13.8	—
食料品・たばこ	100.0	2.3	97.7	—	100.0	—	11.9	88.1	—	—
繊維・衣服	100.0	17.6	82.4	—	100.0	4.8	53.8	31.6	9.9	—
出版・印刷	100.0	41.5	58.5	—	100.0	29.7	35.2	29.7	5.5	—
金属製品	100.0	26.2	73.8	—	100.0	48.0	—	52.0	—	—
一般機械	100.0	27.8	72.2	—	100.0	49.2	30.5	20.3	—	—
電気機器	100.0	16.9	82.8	0.3	100.0	11.0	40.9	18.9	29.3	25.1
輸送用機器	100.0	27.8	72.2	—	100.0	—	12.2	39.2	23.6	16.0
精密機器	100.0	30.8	64.3	4.9	100.0	11.1	18.8	32.3	21.8	—
そ の 他	100.0	18.4	75.5	6.1	100.0	6.7	30.3	49.8	13.2	—
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	63.5	36.5	—	100.0	—	—	—	100.0	—
H 運輸・通信業	100.0	8.1	91.9	—	100.0	—	100.0	—	—	—
I 卸売・小売業、 飲 食 店	100.0	36.3	60.7	3.1	100.0	7.8	40.0	26.1	26.0	—
J 金融・保険業	100.0	51.6	48.4	—	100.0	7.8	16.9	47.5	27.9	—
K 不動産業	100.0	27.9	72.1	—	100.0	—	95.5	4.5	—	—
L サービス業	100.0	37.4	61.2	1.4	100.0	29.9	15.4	35.2	19.0	0.5
事 業 所 規 模										
500 人 ～	100.0	45.4	53.4	1.0	100.0	30.2	19.8	35.8	13.6	0.5
100～499人	100.0	29.8	67.3	3.0	100.0	25.3	43.3	22.9	7.8	0.7
30～99人	100.0	33.1	65.9	1.2	100.0	11.8	19.7	37.1	30.7	0.7
不 明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第21表 産業、事業所規模別再雇用後の勤務形態及び賃金格付け

(%)

	再雇用後の勤務形態						賃金格付け				
	計	正社員 のみ	正社員 以外の み	本人の 選択	会社の 選択	不明	計	退職時 と同じ	退職時 より高 い	退職時 より低 い	不明
合 計	100.0	13.8	14.5	52.7	16.5	0.5	100.0	63.9	11.0	20.8	4.3
産 業											
D 鉱 業	100.0	—	14.1	85.9	—	—	100.0	—	—	100.0	—
E 建 設 業	100.0	—	34.1	46.8	19.0	—	100.0	49.4	13.9	36.7	—
F 製 造 業	100.0	13.2	10.3	50.7	24.8	0.9	100.0	63.4	9.5	23.6	3.4
食料品・たばこ	100.0	0.3	21.4	44.7	33.7	—	100.0	57.1	4.4	30.3	8.3
繊維・衣服	100.0	18.7	8.9	49.3	23.1	—	100.0	65.5	18.9	13.8	1.7
出版・印刷	100.0	2.8	31.5	51.1	14.6	—	100.0	44.3	4.6	51.1	—
金 属 製 品	100.0	22.0	—	35.0	43.0	—	100.0	64.5	11.4	24.1	—
一 般 機 械	100.0	25.4	1.9	46.9	25.8	—	100.0	75.9	8.5	14.0	1.5
電 気 機 器	100.0	9.5	14.7	55.7	18.6	1.4	100.0	58.2	3.3	34.7	3.8
輸 送 用 機 器	100.0	23.4	5.4	52.6	12.0	6.7	100.0	60.0	14.8	18.6	6.7
精 密 機 器	100.0	14.1	13.8	25.9	44.8	1.4	100.0	57.8	2.1	32.2	7.8
そ の 他	100.0	7.1	7.0	59.8	25.1	1.0	100.0	67.3	9.6	20.3	2.8
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	—	100.0	—	—	—	100.0	1.1	—	98.9	—
H 運輸・通信業	100.0	8.1	30.7	44.5	16.7	—	100.0	52.6	16.2	31.2	—
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	20.7	10.4	60.1	8.0	0.7	100.0	71.9	13.0	8.0	7.2
J 金融・保険業	100.0	12.1	38.7	41.8	7.3	—	100.0	69.7	0.4	21.6	8.3
K 不 動 産 業	100.0	27.9	25.5	25.9	20.8	—	100.0	67.9	—	32.1	—
L サービス業	100.0	13.1	10.3	58.8	17.3	0.4	100.0	60.2	16.2	21.3	2.3
事 業 所 規 模											
500 人 ～	100.0	31.2	17.8	31.6	19.3	0.1	100.0	51.8	15.9	25.7	6.7
100 ～ 499 人	100.0	19.3	15.4	50.8	13.2	1.2	100.0	56.2	13.3	25.4	5.1
30 ～ 99 人	100.0	11.6	16.8	53.9	17.4	0.4	100.0	66.6	10.2	19.3	3.9
不 明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第22表 産業、事業所規模別再雇用制度適用の範囲

(%)

	再雇用制度適用の範囲				
	計	同一企業 の み	企業グルー プ間も可能	そ の 他	不 明
合 計	100.0	65.5	29.2	4.2	1.1
産 業					
D 鉱 業	100.0	85.9	14.1	-	-
E 建 設 業	100.0	70.9	29.1	-	-
F 製 造 業	100.0	64.6	30.0	4.4	0.9
食料品・たばこ	100.0	43.6	54.8	1.6	-
繊維・衣服	100.0	62.7	29.9	7.4	0.1
出版・印刷	100.0	60.7	12.4	26.9	-
金 属 製 品	100.0	66.3	33.4	0.3	-
一 般 機 械	100.0	69.6	28.6	1.9	-
電 気 機 器	100.0	64.9	33.4	1.7	-
輸 送 用 機 器	100.0	71.7	12.5	6.7	9.2
精 密 機 器	100.0	70.9	19.5	8.2	1.4
そ の 他	100.0	71.2	22.1	4.7	2.0
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	81.2	17.7	1.1	-
H 運輸・通信業	100.0	83.6	12.3	4.0	-
I 卸売・小売業、 飲 食 店	100.0	61.4	35.2	-	3.4
J 金融・保険業	100.0	92.3	4.1	3.6	-
K 不 動 産 業	100.0	62.9	28.9	5.1	3.2
L サービス業	100.0	50.3	40.5	8.8	0.4
事 業 所 規 模					
500 人 ~	100.0	69.1	27.4	3.1	0.3
100~499人	100.0	62.7	31.1	4.8	1.4
30~99人	100.0	66.3	28.6	4.0	1.0
不 明	-	-	-	-	-

第23表 産業、事業所規模別女子再雇用制度実施の効果

(%)

	女子再雇用制度実施 の効果の有無	女子再雇用制度実施の効果の内容 (MA)											
		計	有	無	不明	計	専門職 技能者 の確保	労働力 不足に 対応	欠員補 充がス ムーズ	職場の モラール 向上	企業の イメージ アップ	家庭主 婦の経 験が生 かされ た	不明
合 計		100.0	60.1	34.5	5.4	100.0	41.2	48.8	30.6	33.7	17.4	11.4	0.2
産 業													
D 鉱 業		100.0	42.9	57.1	—	100.0	—	100.0	100.0	—	—	—	—
E 建 設 業		100.0	16.5	82.2	1.3	100.0	7.8	92.2	92.2	7.8	—	—	—
F 製 造 業		100.0	50.2	45.6	4.1	100.0	36.7	75.5	36.9	25.4	10.0	12.1	0.1
食料品・たばこ		100.0	57.5	30.2	12.3	100.0	15.8	95.7	40.5	33.2	—	3.8	—
繊維・衣服		100.0	54.0	42.6	3.4	100.0	65.0	75.4	31.4	21.9	13.1	17.2	—
出版・印刷		100.0	63.0	37.0	—	100.0	76.8	57.3	23.2	—	—	39.1	—
金 属 製 品		100.0	41.9	57.8	0.3	100.0	24.4	76.2	23.8	4.4	—	—	—
一 般 機 械		100.0	52.1	46.4	1.5	100.0	26.8	63.1	60.0	22.9	14.1	—	—
電 気 機 器		100.0	48.5	50.1	1.4	100.0	26.3	79.1	34.5	32.1	17.4	18.4	—
輸送用機器		100.0	49.4	49.8	0.8	100.0	16.6	79.0	14.5	42.1	3.2	13.5	—
精 密 機 器		100.0	51.3	47.2	1.4	100.0	41.1	75.8	21.3	22.7	11.8	9.6	—
そ の 他		100.0	44.5	47.2	8.3	100.0	33.8	67.0	45.9	22.1	5.7	9.3	0.4
G 電気・ガス・ 熱供給・水道業		100.0	79.5	20.5	—	100.0	—	22.3	22.3	57.7	—	56.3	—
H 運輸・通信業		100.0	89.0	11.0	—	100.0	40.9	40.9	31.8	27.3	31.8	9.1	—
I 卸売・小売業、 飲 食 店		100.0	47.8	41.8	10.4	100.0	25.3	31.7	20.9	50.0	37.8	14.1	0.1
J 金融・保険業		100.0	86.2	9.1	4.7	100.0	28.0	28.6	24.1	48.6	10.1	12.5	—
K 不 動 産 業		100.0	22.1	48.2	29.8	100.0	79.9	65.5	28.7	—	5.7	—	—
L サ ー ビ ス 業		100.0	73.2	22.2	4.6	100.0	65.9	46.9	31.8	24.5	15.4	8.8	0.5
事 業 所 規 模													
5 0 0 人 〓		100.0	49.5	46.6	3.9	100.0	31.1	34.2	25.9	53.6	32.1	6.0	0.6
1 0 0 〓 4 9 9 人		100.0	53.0	38.2	8.8	100.0	43.0	54.4	33.2	30.9	23.7	13.8	0.1
3 0 〓 9 9 人		100.0	62.5	33.1	4.4	100.0	41.0	47.6	30.1	34.0	15.4	10.9	0.2
不 明		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第24表 産業、事業所規模別女子再雇用制度実施の問題点

(%)

		女子再雇用制度実施の問題点の有無				女子再雇用制度実施の問題点の内容 (MA)						
		計	有	無	不明	計	利用率 が低い	復職率 が低い	再雇用 者の能力低下	復職後の人事 管理が困難	その他	不明
合	計	100.0	39.7	56.1	4.2	100.0	62.5	52.1	10.4	10.8	3.9	0.6
産	業											
D	鉱業	100.0	57.1	—	42.9	100.0	75.3	24.7	—	—	—	—
E	建設業	100.0	19.0	81.0	—	100.0	86.5	13.5	6.8	—	—	—
F	製造業	100.0	36.3	60.2	3.5	100.0	56.8	52.3	11.9	13.6	6.1	0.7
	食料品・たばこ	100.0	32.4	59.2	8.3	100.0	46.4	90.8	31.3	31.3	14.3	0.8
	繊維・衣服	100.0	38.6	59.7	1.7	100.0	58.0	54.1	2.3	7.2	6.5	1.1
	出版・印刷	100.0	61.1	38.9	—	100.0	100.0	48.5	20.1	24.6	4.4	—
	金属製品	100.0	34.5	65.5	—	100.0	69.6	34.6	32.3	—	0.8	—
	一般機械	100.0	27.6	70.9	1.5	100.0	13.9	47.6	2.4	19.8	25.4	—
	電気機器	100.0	38.4	60.1	1.4	100.0	54.5	50.1	16.4	13.7	—	0.6
	輸送用機器	100.0	26.8	72.3	0.8	100.0	70.4	61.4	1.1	28.5	1.1	—
	精密機器	100.0	42.2	52.9	4.9	100.0	24.1	43.9	36.4	15.9	10.3	0.8
	その他	100.0	37.3	54.4	8.3	100.0	62.4	43.1	3.5	9.2	3.8	0.9
G	電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	2.0	98.0	—	100.0	100.0	—	50.0	—	—	—
H	運輸・通信業	100.0	40.9	42.9	16.2	100.0	79.1	60.5	—	39.6	—	9.9
I	卸売・小売業、 飲食店	100.0	61.4	35.4	3.2	100.0	71.4	59.8	3.0	6.9	2.4	—
J	金融・保険業	100.0	10.5	85.1	4.4	100.0	56.0	19.4	1.0	42.2	—	—
K	不動産業	100.0	63.5	36.5	—	100.0	40.1	35.3	—	—	41.9	—
L	サービス業	100.0	46.2	49.2	4.5	100.0	54.6	49.1	20.8	4.7	4.3	—
事業所規模												
	500人～	100.0	64.2	34.0	1.8	100.0	67.9	47.4	14.3	8.5	3.8	2.3
	100～499人	100.0	49.7	44.6	5.9	100.0	69.6	49.5	7.3	9.1	6.9	1.8
	30～99人	100.0	36.0	60.2	3.8	100.0	59.3	53.4	11.4	11.7	2.7	0.1
不明		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第25表 産業、事業所規模別介護休業制度の有無

(※)

	介護休業制度の有無						
	計	あ	り	な	し	不	明
合計	100.0	13.7	86.0	0.3			
産業							
D 鉱業	100.0	2.7	97.3	—			
E 建設業	100.0	7.3	92.5	0.2			
F 製造業	100.0	7.3	92.3	0.4			
食料品・たばこ	100.0	6.3	93.7	0.0			
繊維・衣服	100.0	17.3	81.7	1.0			
出版・印刷	100.0	3.7	96.3	—			
金属製品	100.0	2.0	98.0	—			
一般機械	100.0	6.6	92.0	1.4			
電気機器	100.0	7.6	92.4	—			
輸送用機器	100.0	4.3	94.6	1.1			
精密機器	100.0	4.8	95.2	—			
その他	100.0	6.4	93.5	0.2			
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	28.5	71.4	0.1			
H 運輸・通信業	100.0	10.6	89.4	—			
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	8.5	91.5	—			
J 金融・保険業	100.0	7.4	92.6	—			
K 不動産業	100.0	2.7	97.1	0.2			
L サービス業	100.0	28.2	71.3	0.6			
事業所規模							
500 人 ～	100.0	20.0	79.8	0.2			
100 ～ 499 人	100.0	13.1	86.5	0.4			
30 ～ 99 人	100.0	12.9	86.8	0.3			
不明	—	—	—	—			

④過去3年間の貸付体裁利用率の状況

1	増加している
2	ほぼ一定
3	減少している
4	その他

(注)「育児休業利用率」とは、当年1年間に出生した女子労働者数(死産、経産休業終了時まで)に退職した者及び政休休業中の者を除きます。)のうち、育児休業利用者の割合をいいます。

② 和田町営公有児童休養利用所（平成2年1月1日から12月31日まで）に児童休業の利用を終了した者）数

6か月未満	人
6か月～10か月未満	人
10か月～12か月未満	人
12か月～18か月未満	人
18か月以上	人

利用期間とは、子の月齢ではなく、実際に育児休業を利用した期間をいいます。

有明は東京大学の法律校に

1	育児休業期間を出勤扱いとして算定する
2	育児休業期間の一定時期又は割合を出勤扱いとして算定する
3	育児休業期間を欠勤扱いとして算定する

第6期 貸出休業利用者の復職状況

育児休業を終了し、復職した者	人
復職予定であったが育児休業終了時までに退職した者	人

問7 休業中の代替要員の状況（平成2年1月1日から12月31日までの状況）

1	育児休業の全期間を勤続年数に算入する
2	育児休業の一定期間又は割合を勤続年数に算入する
3	育児休業期間を勤続年数に算入しない

品7 休業中の代議委員の状況（平成2年1月1日から12月31日までの状況）

田嶋氏の公展を巡る

1	原則として原職復帰
2	本人の希望を考慮して決定
3	人事配置等会社の都合で決定
4	個別対応

1	課外活動者の利用
2	バー・トップ・アルバイトの採用
	元従業員を正社員として採用
	その他

田嶋氏の公展を巡る

人事ローテーションでカバーしたため	経費的負担が大きいため	人脈確保が困難なため	休養者が復職した場合の代替要員の処置が難しかったため	その他
-------------------	-------------	------------	----------------------------	-----

（『いざばく』と『田舎』を比べたもの） 徳田新太郎 30頁

（『いざばく』と『田舎』を比べたもの） 徳田新太郎 30頁

出産者（平成2年1月1日から12月31日まで、事業所に在籍中に出生した者）のうち、育児休業を利用した者（利用中の者を含む。）	人
出産者のうち、産後休業終了時までに退職した者及び産後休業中の者	人

有 1	専門職、技能者など特定労働力の確保に設立した
業 2	女子労働者の定着がよくなった
	女子労働者の処労意識が高まり、職場のモラル向上に役立った
	企業の人材イメージアップとなり、優秀な女子労働者を採用できるようになった
	欠勤が少なくなり、人脈配座や人材計画が立てやすくなった

Ⅱ 女子再雇用制度に関する事項
 (出席、育児により退職した女子を再び自社に採用する制度をいい、企業グループで実施しているものを含みます。定年後の再雇用は含みません。)

問12 制度の有無、種類
 (該当するものを○で囲んで下さい。)

有	1	2	無	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

問13 制度の導入時期
 昭和・平成 年

問14 制度導入の理由 (該当するものを○で囲んで下さい。)

専門職、技能者など特定労働力確保のため
労働力不足に対応するため
欠員補充がスムーズにできるため
女子労働者の雇用の向上、勤労意欲の向上を図るため
男女雇用機会均等法が施行されたため
企業のイメージアップを図り、女子の優秀な人材を確保するため
労働組合等労働者からの要望のため
育児休業制度に代わる制度として
その他

問15 制度の内容
 ① 対象者の範囲 (退職時の資格要件)
 (該当するものを○で囲んで下さい。)

退職時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

② 退職時の待遇
 (退職時に再雇用の希望を申し出る必要性)

有	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

問9 制度実施後の問題点
 (該当するものを○で囲んで下さい。)

有	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

問10 今後の制度実施検討予定
 (問1で回答した事業所のみ回答してください。)

有	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

実施検討予定無しの理由
 (該当するものを○で囲んでください。)

中高年女子が多く出席者が少ないため
待遇、出席で退職する者が多いため
社会保険料の負担等件費が増えるため
代替雇員の確保が困難であるため
長期的休業は困難であるため
休業者多数の場合人事管理が困難であるため
その他

問11 育児に関する措置 (育児休業、育児時間は除きます。)
 (該当するものを○で囲んでください。)

企業内保育施設
育児のための勤務時間の短縮、変更等の特別措置
育児理由による専業主婦内職転換及び転勤上の措置
育児のためのベビーシッター等の派遣・発注
育児のための臨時支出に対する経済的援助
育児に関する相談、情報提供
その他

注) 制度として導入していても、事後上向などの配慮(生活費等)で退職しているものを含みます。)

有	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

④ 育児休業期間

有	1	3年未満	1
無	2	3年～4年	2
		5年～9年	3
		10年以上	4

⑤ 再雇用時の年齢

有	1	35歳未満	1
無	2	35歳～39歳	2
		40歳～44歳	3
		45歳以上	4

⑥ 再雇用後の勤務形態

正社員のみ	1
正社員以外の勤務形態のみ	2
本人の選択による	3
会社の選択による	4

注)「正社員以外の勤務形態」とは、パートタイム、アルバイト、臨時、嘱託、嘱託社員、定時社員、日雇等名称の如何を問わず正社員以外の勤務形態をいいます。

⑦ 再雇用者の賃金格付け (現金以上の格付け)

退職時の賃金格付けと同じ	1
退職時の賃金格付けより高い	2
退職時の賃金格付けより低い	3

⑧ 再雇用時の範囲 (再雇用可能な企業の範囲)

同一企業のみ	1
企業グループ間の再雇用も可能	2
その他	3

問16 制度の利用状況

平成 2.1.1～12.31 までに再雇用制度の適用となり、退職した者の数	人
平成 2.1.1～12.31 までに再雇用制度により再雇用された者の数	人

問17 制度実施の効果

(該当するものをすべてを○で囲んで下さい。)

有	1	再就職、技能者など特定労働力の確保に役立った
無	2	労働力不足に対応できた
		欠員補充がスムーズになった
		女子労働者の勤務意識が高まり、職場のモラル向上に役立った
		企業のイメージアップとなり、優秀な女子労働者を採用できるようになった
		家庭主婦としての経験が職場に生かされた

問18 制度実施後の問題点

有	1	利用者が多い
無	2	返金率が高い
		雇用中に再雇用者の能力が低下する
		従業員の時給が低い
		その他 (具体的に)

(問12で特設無とした事業所の回答を記入して下さい。)

問19 今後の制度実施検討予定

有	1	2年以内に実施予定
無	2	調査、検討中
		今後、検討する

実施検討予定の理由
(該当するものをすべてを○で囲んで下さい。)

正社員確保として再雇用することは人事管理上望ましいため
労働力確保が容易であるため
必要に応じて個別的に再雇用しているため
既経費が安く再雇用の女子が仕事に満足できると考えられているため
時間、出席等で退職する女子が少ないため
女子の離職後のニーズが低い
その他

N その他

問20 介護休業制度の有無、内容

(実施等の介護のために一定期間休業を要する制度をいい、配偶者の介護に伴う休職や家族の介護のために育児休業取得を要する場合は除きます。)

対象となる家族の範囲

(該当するものをすべてを○で囲んで下さい。)

有	1	子孫
無	2	本人の親
		配偶者の親
		配偶者
		その他

休業日数

最高付与日数を決めて付与	1	回
限度がなく必要日数を付与	2	

— 判断力などありかたをうごかいました —